

第3章 労災保険特別加入制度

1. 労災保険の特別加入制度

労災保険は労働者の災害に対する保護を目的とした制度であるため、本来、労働者以外の方の災害は保護の対象とはなりません。

また、労災保険は国内の事業にのみ適用されることから、本来、海外の事業で就労する方の災害についても保護の対象とはなりません。

しかしながら、中小事業主、自営業者等のなかには、その業務や通勤の実態、あるいは災害の発生状況などからみて、労働者に準じて保護の対象とすることが適当であると認められる方がいます。

また、海外の事業場に派遣された労働者についても、外国の労災補償制度の適用範囲や給付内容が必ずしも十分ではなく、労災保険による保護を必要とする方がいます。

これらの方々のなかで特に希望する方に対して、労災保険本来の建前を損なわない範囲で、一定の要件の下に労災保険加入を認めて保護を行おうというのが特別加入制度です。

2. 特別加入の種類と事務手続

(1) 中小事業主等（第1種特別加入）

次の表に定める数以下の労働者を常時使用する事業主(事業主が法人その他の団体であるときは、その代表者)及び労働者以外で当該事業に従事する方(事業主の家族従事者や、中小事業主が法人その他の団体である場合における代表者以外の役員など)

※継続して労働者を使用していない場合であっても、1年間に100日以上にわたり労働者を使用している場合には、常時労働者を使用しているものとして取り扱われます。

業種	労働者数
金融業/保険業/不動産業/小売業	50人
卸売業/サービス業	100人
上記以外の業種	300人

○中小事業主が特別加入するためには、

- ① 雇用する労働者について労働保険関係が成立していること。
- ② 労働保険事務処理を労働保険事務組合に委託していること。

の2つの要件を満たし、所轄の都道府県労働局長の承認を受けることが必要です。

○特別加入の申請に対する労働局長の承認は、申請の日の翌日から30日以内で申請者が加入を希望する日となります。

○初めて特別加入を申請する場合

提出するもの：特別加入申請書（中小事業主等）

提出先：所轄の労働基準監督署長を經由して労働局長

○すでに特別加入を承認されている事業の場合

提出するもの：特別加入に関する変更届（中小事業主等及び一人親方等）

提出先：所轄の労働基準監督署長を經由して労働局長

以下の場合に変更届の提出が必要です。

- ① 特別加入を承認されている人の氏名、業務内容などに変更があった場合
- ② 新たに事業主になった人がいる場合
- ③ 新たに事業に従事することになった人がいる場合（労働者を除く）
- ④ すでに特別加入を承認されている人の一部が特別加入者としての要件に当てはまらなくなった場合

○留意点

- ・原則として、それぞれの事業ごとに加入する必要があります。
- ・業務災害または通勤災害が発生したのちに変更届を提出されても、給付には反映されません。また、災害が発生した場合は所轄の労働基準監督署へご相談ください。
- ・事業主本人ほか家族従事者、役員など労働者以外で業務に従事している人全員を包括して特別加入の申請を行う必要があります。

○就労実態のない中小事業主の特別加入の取り扱いについて

就労実態のない事業主を除外して申請する場合、以下にご留意の上、「理由書」(100ページ)を添付してください。

【包括加入の対象から除外することのできる事業主の範囲】

次のいずれかに該当する者

- ①病気療養中、高齢その他の事情のため実際に就業しない事業主



- 同一の事業主が行う複数の事業について保険関係が成立している場合であって、特定の事業に関して就労実態はあるものの、その他の事業について就業実態のない事業主
 - 同一人が複数の法人の代表者に就任している場合であって、特定の法人の事業のみに就業しており、その他の法人の事業について就労実態のない代表者。
- ②事業主の立場において行う事業主本来の業務のみに従事する事業主

○特別加入申請書・変更届の「中小事業主又は、一人親方との関係」の記載方法

	特別加入予定者	事業主との関係	地位または続柄	記載例
法人	事業主	本人	/	/
	事業主以外	役員	従業上の地位	取締役 妻・子（※）
個人	事業主	本人	/	/
	事業主以外	家族従事者	事業主との続柄	妻・子

※ 商業登記上、役員登記はされていないが、事実上の役員であるため労働者性なし。

(2) 一人親方その他の自営業者（第2種特別加入）

労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする一人親方その他の自営業者及びその事業に従事する方（以下「一人親方等」といいます）のうち、次の①～⑪の事業を行う方。

- ① 自動車を使用して行う旅客若しくは貨物の運送の事業又は原動機付自転車若しくは自転車を使用して行う貨物の運送の事業（個人タクシー業者や個人貨物運送業者など）
- ② 建設の事業（大工、左官、とびの方など）
- ③ 漁船による水産動植物の採捕の事業（漁船に乗り組んでその事業を行う方に限る。）
- ④ 林業の事業
- ⑤ 医薬品の配置販売（医薬品医療機器等法第30条の許可を受けて行う医薬品の配置販売業）の事業
- ⑥ 再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業
- ⑦ 船員法第1条に規定する船員が行う事業
- ⑧ 柔道整復師法第2条に規定する柔道整復師が行う事業
- ⑨ 改正高年齢者雇用安定法第10条の2第2項に規定する創業支援等措置に基づき、同項第1号に規定する委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が新たに開始する事業または同項第2号に規定する社会貢献事業に係る委託契約に基づいて高年齢者が行う事業
- ⑩ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師が行う事業
- ⑪ 歯科技工士法第2条に規定する歯科技工士が行う事業

○一人親方等の特別加入については、一人親方等の団体（特別加入団体）を事業主、一人親方等を労働者とみなして労災保険の適用を行います。

○特別加入の申請に対する労働局長の承認は、申請の日の翌日から30日以内で申請者が加入を希望する日となります。

○新たに特別加入団体を設立して申請する場合は、神奈川労働局 労働保険徴収課事務組合係までご相談ください。

○すでに特別加入を承認されている団体を通じて加入する場合

提出するもの：特別加入に関する変更届（中小事業主等及び一人親方等）

提出先：所轄の労働基準監督署長を經由して労働局長

以下の場合に変更届の提出が必要です。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 特別加入を承認されている人の氏名、業務内容などに変更があった場合② 新たに一人親方等として特別加入を希望する人がいる場合③ すでに特別加入を承認されている人の一部が特別加入者としての要件に当てはまらなくなった場合 |
|--|

○留意点

- ・業務災害または通勤災害が発生したのちに変更届を提出されても、給付には反映されません。また、災害が発生した場合は所轄の労働基準監督署へご相談ください。
- ・新たに特別加入を希望する方の本人確認については、原則として顔写真付きの身分証明書（顔写真付きでない場合には、2点以上が必要）の提示を求めて本人確認を行いその写しまたは番号を控えた上で「特別加入申請に係る本人確認済証明書」を申請書又は変更届に添付しなければなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は添付の必要はありません。

- i 特別加入団体における労働保険事務を労働保険事務組合又は社会保険労務士に委託している場合
（特別加入団体が労働保険事務組合を兼ねている場合を含む）
- ii 申請書類裏面の「社会保険労務士記載欄」に社会保険労務士の署名がある場合
※電子申請システムにより手続きを行う場合は、「社会保険労務士入力欄」に社会保険労務士の署名がある場合

○第2種（建設事業）新規特別加入時の添付資料について

第2種（建設事業）については、給付基礎日額18,000円以上を希望する場合には、本人の所得が証明できる資料を申請時に添付してください。

○第2種特別加入の地域要件について

令和2年度から労働保険事務を委託できる事業主・事務所の地域要件について制限はなくなりましたが第2種特別加入の地域要件については変更なく制限があります。

事務処理を行うことができる区域の一覧（神奈川県の場合）
東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、静岡県

ただし、一定の要件を満たした場合、地域を拡大することができます。詳しくはお問い合わせください。

(3) 特定作業従事者（第2種特別加入）

- ① 特定農作業従事者
- ② 指定農業機械作業従事者
- ③ 国または地方公共団体が実施する訓練従事者
- ④ 家内労働者およびその補助者
- ⑤ 労働組合等の一人専従役員（委員長等の代表者）
- ⑥ 介護作業従事者および家事支援従事者
- ⑦ 芸能関係作業従事者
- ⑧ アニメーション制作作業従事者
- ⑨ ITフリーランス（原則として以下の業務・作業をされる方が対象です）

- ・ 情報処理システム^{※1}の設計、開発^{※2}、管理、監査、セキュリティ管理
- ・ 情報処理システム^{※1}に関する業務の一体的な企画その他の情報処理
- ※1 ネットワークシステム、データベースシステムおよびエンベデッドシステムを含む
- ※2 プロジェクト管理を含む

○手続き等は上記一人親方その他の自営業者（第2種特別加入）と同じです。

（4）海外派遣者（第3種特別加入）

- ① 独立行政法人国際協力機構等、開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除く。）を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する方
- ② 日本国内で行われる事業（有期事業を除く。）から派遣されて、海外支店、工場、現場、現地法人、海外の提携先企業等海外で行われる事業に従事する労働者
- ③ 日本国内で行われる事業（有期事業を除く。）から派遣されて、海外にある次の表に定める数以下の労働者を常時使用する事業に従事する事業主およびその他労働者以外の方

業種	労働者数
金融業/保険業/不動産業/小売業	50人
卸売業/サービス業	100人
上記以外の業種	300人

※派遣される事業の規模の判断については、海外の各国ごとに、かつ、企業を単位として判断します。例えば、日本に本社があって海外に事業場を持つ企業の場合には、日本国内の労働者も含めると総数では上表の規模を超える場合であっても、派遣先のそれぞれの国ごとの事業場において上表の規模以内であれば特別加入することができます。

○派遣元の団体または、事業主がその事業から派遣する特別加入予定者をまとめて申請を行うことになっています。

○特別加入の申請に対する労働局長の承認は、申請の日の翌日から30日以内で申請者が加入を希望する日となります。

○初めて特別加入を申請する場合

提出するもの：特別加入申請書（海外派遣者）

○すでに特別加入を承認されている事業の場合

提出するもの：特別加入に関する変更届（海外派遣者）

提出先：所轄の労働基準監督署長を經由して労働局長

○次の場合は変更届の提出が必要です。

- ① 特別加入を承認されている人の氏名、業務内容などに変更があった場合
- ② 派遣先の事業の名称や所在地が変わった場合
- ③ 派遣する国が変わった場合
- ④ 労働者として派遣されていた人が中小事業の代表者などに就任した場合
- ⑤ 中小事業の代表者などとして派遣されていた人が労働者となった場合
- ⑥ 新たに海外派遣者となった人を追加して特別加入させる場合
- ⑦ 帰国等により派遣先の事業に従事しなくなり、特別加入者の資格を失った人がいる場合

○「特別加入申請書」「変更届」を作成する際は「従事する業務の内容」欄に業務内容、地位・役職名を必ず記載してください。また、代表者、役員などとして海外派遣する場合は、業務内容、地位・役職名に加え、派遣先の事業の種類、派遣先の事業の労働者数、始業・就業時刻を記載し、派遣先の事業規模などを証明する資料を添付してください。

○「海外派遣に関する報告書」は、令和2年4月1日以降、提出の必要がなくなりました。

3. 特別加入に係る留意事項

(1) 特別加入に関する変更届の「変更を希望する日」について

「変更を希望する日」については、変更届提出の翌日から起算して30日以内の日付とすることとしています。遡って脱退することはできません。

ただし、次の場合は自動脱退（特別加入者としての地位が自動的に消滅）となりますので、必ず自動脱退に該当する理由（退職・退任・死亡・帰国等）を余白部に記入してください。（電子申請の場合は余白がないため脱退者氏名欄に 氏名+自動脱退に該当する理由 を入力）

- ①特別加入者としての条件に該当しなくなったとき（労災保険法第33条各号に該当しなくなったとき）。
- ②事業を廃止または終了したとき。
- ③一人親方その他の自営業者が、その団体の構成員でなくなったとき。
- ④派遣元の団体又は事業主の行う事業についての保険関係が消滅したとき。

(2) 給付基礎日額の変更手続きについて

枝番号ごとに（第2種特別加入団体にあつては、団体ごとに）「給付基礎日額変更申請書」を作成の上、基幹番号ごとにまとめて、前年度の3月2日～3月31日または年度更新期間中の6月1日～7月10日までに監督署へ提出してください。（承認については労働局にて行います。）

年度更新期間中は、4月1日から申請日までに災害発生があった場合変更できません。

- ①前年度の3月2日～3月31日の間においては、「給付基礎日額変更申請書」を提出してください。
- ②年度更新期間中の（6月1日～7月10日）においては、第1種は「保険料申告書内訳」、第3種は「第3種特別加入保険料申告内訳名簿」を提出することにより変更の申請を行うことができます。
- ③第2種については、「給付基礎日額変更申請書」により変更しますので必ず提出してください。また、建設事業については変更後の日額が18,000円以上の場合、本人の所得を証明できる資料を申請時に添付してください。
なお、所得水準の実態と希望する日額との間に、著しい乖離がある場合には、妥当な日額を決定することとなります。

（3）月割計算について

特別加入者の保険料は、保険料算定基礎額（給付基礎日額×365）にそれぞれの事業に定められた保険料率を乗じたものになります。

なお、年度途中で、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合には、その年度内の特別加入月数（1か月未満の端数があるときは、これを1か月とします）に応じた保険料算定基礎額により保険料を算定します。

（4）委託解除の場合の特別加入の取り扱いについて

委託解除の場合、特別加入者の資格は自動消滅します。特別加入者がいる場合は、委託解除届の事業主欄下部の余白部に「特別加入者あり」と記入してください。

（電子申請の場合は事業主氏名欄に入力してください。例）山田太郎（特入あり）

なお、特別加入者の一部脱退については、変更扱いになりますので所轄の労働基準監督署へ変更届を提出してください。

（5）複数の承認日が混在する特別加入変更届について

「特別加入に関する変更届」の記載で、複数の承認日となる内容等（例：脱退と追加加入で承認日が異なるもの、健康診断必要者とそれ以外の者等）は、1枚の変更届ではなく、別々に作成して申請してください。

4. 特別加入者である中小事業主が委託する労働保険事務組合を変更する場合

（1）地位の継続の取扱いについて

特別加入者である中小事業主が委託変更を行う場合であって、旧事務組合との委託解除した日の翌日に新事務組合への委託を開始するとき（以下「継続委託」という。）は、旧事務組合との委託解除をした日をもって特別加入から脱退することを希望する

場合を除き、特別加入者の地位は継続されます。

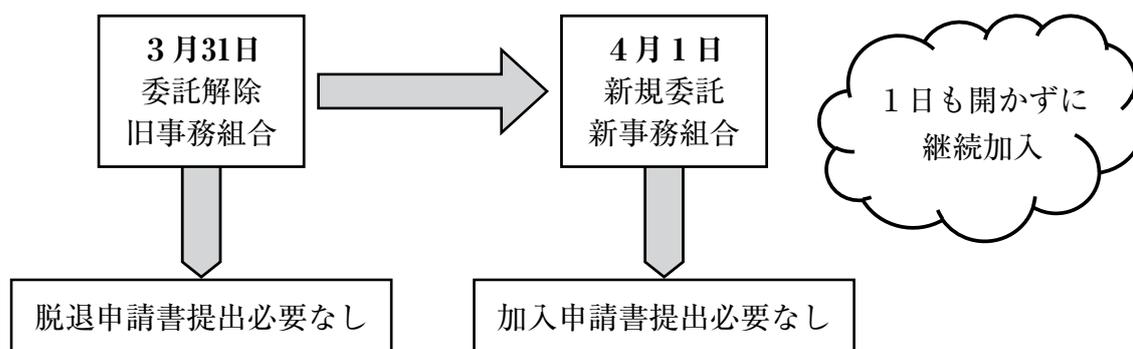
そのため、特別加入の承認内容は旧事務組合での承認内容と同一となります。

なお、全加入者がそのまま継続加入となりますので、継続委託の際に一部の加入者に脱退の事由が生じた場合（役員退任、退職、現場に出ない等）には、「特別加入に関する変更届」（必要に応じ理由書添付）を提出してください。

（2）継続委託の場合の事務処理について

- ① 新事務組合は「事務組合変更（継続委託）に伴う特別加入者についての報告書」（63ページ）を新規委託日の前日までに監督署又は労働局へ提出してください。
- ② 新事務組合は「事務処理委託届（様式第1号）」に旧事務組合が発行した「労働保険事務委託解除通知書（様式第11号）」の写しを添付のうえ、遅滞なく、管轄の安定所又は監督署へ提出してください。
- ③ 旧事務組合は「脱退申請書」を提出しないでください。

例、3月31日に旧事務組合を委託解除し、4月1日から新事務組合へ委託した場合



- ① 3月31日までに新事務組合が監督署又は労働局へ提出するもの

「事務組合変更（継続委託）に伴う特別加入者についての報告書」（63ページ）

なお、全加入者がそのまま継続加入となるので、継続委託の際に一部の加入者に脱退の事由が生じた場合（役員退任、退職、現場に出ない等）には、「特別加入に関する変更届」（必要に応じ理由書添付）を提出してください。

- ② 4月1日以降、新事務組合は「事務処理委託届」を遅滞なく、管轄の安定所又は監督署へ提出する。

「旧事務組合が発行した委託解除通知書（写し）」を添付

事務組合変更（継続委託）に伴う特別加入者についての報告書 〈中 小 事 業 主 等〉

①労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	
②事業場の名称						
③事業場の所在地						
④委託事務処理開始年月日	年 月 日					
⑤特別加入者の状況（旧事務組合で加入していた者全員記入する）						
フリガナ 氏 名	生年月日 (和暦)	事業主との関係 (該当するものを○で囲んでください)			継続加入・脱退の別 (該当するものを○で囲んでください)	
フリガナ	昭和・平成 年 月 日	1 本人 2 役員 (地位) 3 家族従事者 (続柄)			脱退日 継続加入・脱退 (年 月 日)	
フリガナ	昭和・平成 年 月 日	1 本人 2 役員 (地位) 3 家族従事者 (続柄)			脱退日 継続加入・脱退 (年 月 日)	
フリガナ	昭和・平成 年 月 日	1 本人 2 役員 (地位) 3 家族従事者 (続柄)			脱退日 継続加入・脱退 (年 月 日)	
フリガナ	昭和・平成 年 月 日	1 本人 2 役員 (地位) 3 家族従事者 (続柄)			脱退日 継続加入・脱退 (年 月 日)	
フリガナ	昭和・平成 年 月 日	1 本人 2 役員 (地位) 3 家族従事者 (続柄)			脱退日 継続加入・脱退 (年 月 日)	
⑦旧事務組合の労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	事務組合名

今般、委託事務組合を変更いたしますが、新事務組合へ継続委託しますので、特別加入者（中小事業主等）については継続加入することを申し出ます。

年 月 日

神奈川県労働局長 殿

事業主の

郵便番号 - 電話番号 - -

住所

名称

氏名

新 労働保険

事務組合の

郵便番号 - 電話番号 - -

住所

名称

代表者氏名

※ 継続委託の際に脱退の事由が生じた場合には、「特別加入に関する変更届」（必要な場合には理由書添付）を提出してください。

5. 特別加入手続きの記入例

「業務の具体的内容」欄は、災害が発生したとき、労災保険給付の対象となるかを判断する上で重要な項目ですので、特別加入者として行う業務の具体的内容を、明確に記載してください。

「従事する特定業務」欄は、特別加入者として従事する業務が欄内の1から7までに掲げる特定業務のいずれかに該当する場合には、その該当する特定業務の番号を○で囲み、いずれにも該当しない場合には、9を○で囲んでください。

※裏面の注意事項を読んでから記載してください。
※印の欄は記載しないでください。（職員が記載します。）

■ 様式第34号の7（表面）

労働者災害補償保険 特別加入申請書（中小事業主等）

縦覧種別 **36211**

① 申請に係る事業の労働保険番号

行	業	所	業	種	基	礎	番	号	1	枝	番	号
									1	4	1	0
									9	0	0	0
									0	0	0	5
									0	0	0	5

② 事業主の氏名（法人その他の団体であるときはその名称）
厚生労働塗装有限公司

③ 申請者の氏名
 名称（フリガナ） **コウセイ タロウ**
 名称（漢字） **厚生太郎**
 事業場の所在地 **神奈川県横浜市中区XX通X-0**

④ 特別加入予定者 加入予定者数 **計 3 名**

特別加入予定者	業務の内容	特定業務・給付基礎日額
フリガナ 氏名 コウセイ タロウ 厚生太郎 生年月日 昭和41年8月20日	事業主との関係 (地位又は続柄) ①本人 ②役員 ③家族従事者 () 業務の具体的内容 一般建築物の塗装 (トルエン・キシレン・エチルベンゼン) 労働者の始業及び終業の時刻 9時00分～17時30分	従事する特定業務 1 粉じん 2 振動・騒音 3 熱 4 有害物質 5 放射線 6 電磁波 7 有害微生物 8 有害動物 9 該当なし 業務歴 最初に従事した年月 昭和40年10月 従事した期間の合計 30年間6ヶ月 希望する給付基礎日額 15,000円
フリガナ 氏名 コウセイ シロウ 厚生次郎 生年月日 昭和42年4月5日	事業主との関係 (地位又は続柄) ①本人 ②役員 ③家族従事者 () 業務の具体的内容 同上 労働者の始業及び終業の時刻 9時00分～17時30分	従事する特定業務 1 粉じん 2 振動・騒音 3 熱 4 有害物質 5 放射線 6 電磁波 7 有害微生物 8 有害動物 9 該当なし 業務歴 最初に従事した年月 平成11年4月 従事した期間の合計 20年間7ヶ月 希望する給付基礎日額 18,000円
フリガナ 氏名 コウセイ サロウ 厚生三郎 生年月日 昭和42年10月10日	事業主との関係 (地位又は続柄) ①本人 ②役員 ③家族従事者 () 業務の具体的内容 同上 労働者の始業及び終業の時刻 9時00分～17時30分	従事する特定業務 1 粉じん 2 振動・騒音 3 熱 4 有害物質 5 放射線 6 電磁波 7 有害微生物 8 有害動物 9 該当なし 業務歴 最初に従事した年月 平成11年8月 従事した期間の合計 20年間8ヶ月 希望する給付基礎日額 14,000円

⑤ 労働保険事務の処理を委託した年月日 **令和00年4月3日**

⑥ 労働保険事務組合の証明
 上記⑤の日より労働保険事務の処理の委託を受けていることを証明します。
令和00年4月5日

⑦ 特別加入を希望する日（申請日の翌日から起算して30日以内） **令和00年5月1日**

上記のとおり特別加入の申請をします。

令和00年4月21日
 神奈川県 労働局長 殿

労働保険事務組合 名称 **労働保険事務組合 00商工会**
 郵便番号 **231-0000** 電話番号 **045-0000-XXXX**
 主たる事務所の所在地 **神奈川県横浜市中区00町△-△**
 代表者の氏名 **常盤 一郎**

事業主の住所 **神奈川県横浜市中区XX通X-0**
 氏名 **厚生労働塗装有限公司 代表取締役 厚生太郎**
 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

※この様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/03.html>

QRコードはこちら→ 

すでに特別加入を承認されている人の一部が特別加入者としての要件にあてはまらなくなった場合には、この欄に記載してください。

特別加入を承認されている人の氏名、業務内容などに変更があった場合には、この欄に記載してください。

■ 様式第34号の8 (表面)

労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届 (中小事業主等及び一人親方等)
特別加入脱退申請書

事業種別 36241		◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。 ※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。) ※受付年月日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
特別加入の承認に係る事業 労働保険番号 141019000005005		事業場の所在地 神奈川県横浜市中区 XX 通 X-0		
事業場の名称 厚生労働塗装有限公司				
今回の変更届に係る者 合計: / 人 内訳 (変更: 0 人, 脱退: 0 人, 加入: / 人)				
変更届の場合(特別加入者のうち一部に変更がある場合) 折り返しを要する場合は「A」の折り返しを付けてください。	特別加入者に関する事項 変更年月日 生年月日 労働保険番号 フリガナ氏名	変更を生じた者のフリガナ氏名 変更後のフリガナ氏名	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄) 変更前 変更後 1 本人 2 役員 3 家族従事者	
	特別加入者に関する事項 変更年月日 生年月日 労働保険番号 フリガナ氏名	変更を生じた者のフリガナ氏名 変更後のフリガナ氏名	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄) 変更前 変更後 1 本人 2 役員 3 家族従事者	業務又は作業の内容 変更前 変更後
	特別加入者に関する事項 変更年月日 生年月日 労働保険番号 フリガナ氏名	変更を生じた者のフリガナ氏名 変更後のフリガナ氏名	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄) 変更前 変更後 1 本人 2 役員 3 家族従事者	業務又は作業の内容 変更前 変更後
	特別加入者に関する事項 変更年月日 生年月日 労働保険番号 フリガナ氏名	変更を生じた者のフリガナ氏名 変更後のフリガナ氏名	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄) 変更前 変更後 1 本人 2 役員 3 家族従事者	業務又は作業の内容 変更前 変更後
特別加入予定者 変更年月日 令和00年 7月 3日 生年月日 昭和53年 5月 5日 フリガナ氏名 厚生 四郎		業務又は作業の具体的な内容 一般建築物の塗装 (H.E.・キレン・エチルベンゼン) 労働者の始業及び終業の時刻(中小事業主等のみ) 9時00分～17時00分	特定業務・給付基礎日額 従事する特定業務 1 粉じん 2 振動工具 3 和 4 有機溶剤 5 該当なし 従事した期間の合計 14年 3ヶ月 希望する給付基礎日額 7,000 円	
変更決定を希望する日(変更届提出の日から起算して30日以内) 令和00年 7月 3日				
以下の事項は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限り記載すること。 脱退の場合 *申請の理由(脱退の理由) *脱退を希望する日(申請日から起算して30日以内) 年 月 日				

上記のとおり(変更を生じたので届けます)特別加入脱退を申請します。

令和00年 6月 7日
 神奈川県 労働局長 殿

郵便番号 231-0000 電話番号 045-211-0XXXX

住所 神奈川県横浜市中区 XX 通 X-0
 事業主の氏名 代表取締役 厚生労働塗装有限公司 厚生 太郎
 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

※この様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/03.html>

QRコードはこちら⇒



新たに事業に従事することになった人がいる場合(労働者を除く)には、この欄に記載してください。

「特別加入予定者」欄は、海外派遣者として特別加入を予定している方を全員記載してください。

「派遣先の事業において従事する業務の内容」欄は、災害が発生したときに労災保険給付の対象となるかを判断する上で重要な項目ですので、特別加入者として行う業務の具体的内容を明確に記載してください。

■ 様式第34号の11 (表面)

労働者災害補償保険 特別加入申請書 (海外派遣者)

① 第3種特別加入に係る労働保険番号

36231

② 団体の名称又は事業主の氏名 (事業主が法人その他の団体であるときはその名称)
厚生労働商事株式会社

③ 申請に係る事業

労働保険番号	131010000000000000
名称 (フリガナ)	フサイロウドウジョウジカガシカイシャ
名称 (漢字)	厚生労働商事株式会社
事業場の所在地	東京都千代田区霞が関 Δ-Δ-Δ
事業の種類	卸売業・小売業・飲食店 又 宿泊業

④ 特別加入予定者 加入予定者数 計 4 名

特別加入予定者	派遣先	派遣先の事業において従事する業務の内容 (業務内容、地位・役職名) (労働者の人数及び就業時間など)	希望する給付基礎日額
フツガナ氏 厚生 太郎 昭和41年 4 月 5 日	事業の名称 派遣先国 イギリス厚生労働商事会社 イギリス	卸売業 製品販売に關する事務 代表者 使用労働者30人 所定労働時間 8:00~17:00	16,000 円
フツガナ氏 厚生 一郎 昭和49年 5 月 8 日	事業の名称 派遣先国 同上 同上	製品販売及び事務 営業課員	14,000 円
フツガナ氏 厚生 二郎 昭和53年 6 月 7 日	事業の名称 派遣先国 同上 同上	同上	14,000 円
フツガナ氏 厚生 三郎 昭和55年 7 月 12 日	事業の名称 派遣先国 同上 同上	同上	14,000 円

⑤ 特別加入を希望する日 (申請日の翌日から起算して30日以内) 令和 00 年 5 月 1 日

※この欄に記入する場合は、() の中で「希望する日額」を記入してください。

上記のとおり特別加入の申請をします。

〒100-0000 東京 103-5253-XXXX

令和00年 4 月 5 日

東京 労働局長 殿

団体又は事業主の住所 東京都千代田区霞が関 Δ-Δ-Δ

団体の名称又は事業主の氏名 厚生労働商事株式会社 代表取締役 霞が関太郎
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

※この様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

QRコードはこちら→

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaidhoken06/03.html>)



帰国等により、派遣先の事業に従事しなくなり特別加入者の資格を失った人がいる場合には、この欄に記載してください。

特別加入を承認されている人の氏名、業務内容、派遣先の事業の名称や所在地、派遣する国などに変更があった場合には、この欄に記載してください。

■ 様式第34号の12 (表面)

労働者災害補償保険 (特別加入に関する変更届) (海外派遣者)
特別加入脱退申請書

届出種別 36243	◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。 ※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。) ※受付年月日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
特別加入の承認に係る事業 労働保険番号 <input type="text"/>	事業の名称 厚生労働商事株式会社
事業所の所在地 東京都代田区霞が関△-△-△	

今回の変更届に係る者 合計: / 人 内訳 (変更: 0 人、脱退: 0 人、加入: / 人)	※この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。		
特別加入者に関する事項の変更 変更年月日 年 月 日 変更を生じた者のフリガナ氏名 派遣先の事業の名称及び事業場の所在地 派遣先の事業において従事する業務の内容	 変更前 変更後 変更前 変更後 		
特別加入者のうち一部に変更がある場合 特別加入者のうち一部に変更がある場合 特別加入者のうち一部に変更がある場合	異動年月日 年 月 日 異動年月日 年 月 日 異動年月日 年 月 日	フリガナ氏名 フリガナ氏名 フリガナ氏名	生年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日
特別加入予定者 異動年月日 令和00年6月1日 フリガナ氏名 ロウダ ハナコ 労働 花子	事業の名称 FX11 厚生労働商事会社	派遣先国 FX11	派遣先の事業において従事する業務の内容 出納業務に関する事務 出納係員
特別加入者になった者 生年月日 昭和59年2月3日 フリガナ氏名	事業場の所在地 7th Down Street New York, U.S.A	派遣先国	希望する給付基準日額 14,000 円
変更決定を希望する日 (変更届提出の日から起算して30日以内) 令和00年6月 / 日			

脱退申請 以下の欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限り記載すること。 ※申請の理由 (脱退の理由)	※脱退を希望する日 (申請日から起算して30日以内) 年 月 日
---	-------------------------------------

上記のとおり (変更を生じたので届けます) 特別加入脱退を申請します。

令和00年5月12日 東京 労働局長 殿

郵便番号 100-0000 電話番号 03-5253-XXXX

団体又は事業主の住所 東京都代田区霞が関△-△-△

団体又は事業主の氏名 厚生労働商事株式会社 代表取締役 霞が関太郎
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

※この様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。 QRコードはこちら⇒
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/03.html>



新たに海外派遣者となった人を追加して特別加入させる場合には、この欄に記載してください。

労働者災害補償保険 給付基礎日額変更申請書
(特別加入)

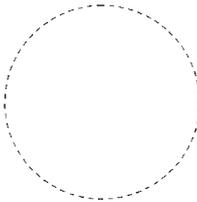
帳票種別												
36245												
労働保険番号												
府	県	所	管	轄	基				幹		番	号
										枝	番	号

※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)

※受付年月日	9 令和	元	年	月	日
		1~9年は右へ		1~9月は右へ	
		1~9日は右へ			

労働局長 殿

年 月 日



郵便番号 _____ 電話番号 _____

住所 _____
 保険加入者の
 氏名 _____

第1種と第3種は事業主
 第2種は事務組合

(法人その他の団体のときはその名称及び代表者の氏名)

下記のとおり給付基礎日額の変更を申請します。

(枚の内 1 枚目)

※ 整理 番号	変 更 を 希 望 す る 特 別 加 入 者 の 氏 名	現 在 の 給 付 基 礎 日 額	今 回 希 望 す る 給 付 基 礎 日 額

折り曲げる場合には(▶)の所で折り曲げてください。

[注意]

変更を希望する特別加入者が多数おり氏名欄に記載することができない場合は、続紙を付して記載すること。

特別加入保険料月割算定基礎額早見表

給付基礎 日額	保 險 料 算定基礎額	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

中小事業主等の特別加入の提出書類と保険料算定期間について

		提出書類の様式	保険料算定期間	
加 入	新規委託により加入する場合	特別加入申請書 (中小事業主等) 様式第34号の7	承認(希望)日の属 する月より保険料を 算定	
	委託している事業で新たに加入 する場合			
	既に特別加入者がいる事業で特 別加入者を追加する場合	特別加入に関する変更届 (中小事業主及び一人親方等) 様式第34号の8		
変 更	既に特別加入者を承認されてい る人の内容に変更がある場合	特別加入に関する変更届 (中小事業主及び一人親方等) 様式第34号の8		
脱 退	委託解除した場合	委託解除届に 「特別加入者あり」 と表示してください。	承認日(脱退日)の 属する月まで保険料 を算定 ※脱退理由が退職・ 死亡・役員退任等 の場合はその事由 発生日の属する月 まで算定	
	委託途中	全員脱退した場合		特別加入脱退申請書 (中小事業主及び一人親方等) 様式第34号の8
		一部脱退した場合		特別加入に関する変更届 (中小事業主及び一人親方等) 様式第34号の8

※上記様式は厚生労働省HPよりダウンロード可能です

※3月31日で全員脱退を希望する場合は3月1日から3月31日までに、4月1日から新規(追加)加入の希望の場合は3月2日から3月31日までに上記書類を提出してください。

※委託解除届は、委託解除日前に提出することはできません。

6. 特別加入者の加入時健康診断

(1) 健康診断が必要な場合

特別加入を希望する中小事業主等及び一人親方等のうち、別表に記載されている「特別加入予定者の業務の種類」欄に応じて、それぞれの従事期間を超えて当該業務を行ったことがある場合には、特別加入の申請を行う際に健康診断を受ける必要があります。海外派遣者は健康診断を受ける必要はありません。

別表 健康診断が必要な業務の種類

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間 (通算期間)	実施すべき健康診断
粉じん作業を行う業務	3年	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年	振動障害健康診断
鉛業務	6か月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6か月	有機溶剤中毒健康診断

(2) 健康診断が必要な場合の手続き

- ① 特別加入を申請する中小事業主等及び一人親方等で健康診断が必要な場合には、労働保険事務組合等を通じて、初めに「特別加入時健康診断申出書」（特診様式第7号、以下「申出書」という。）を監督署に提出します。
- ② 申出書の業務歴から判断して健康診断が必要であると認められる者（以下「加入時健診対象者」という。）に対しては、監督署から「特別加入時健康診断指示書」（特診様式第5号、以下「指示書」という。）及び「特別加入時健康診断実施依頼書」（特診様式第6号、以下「依頼書」という。）が交付されます。

加入時健診対象者は、指示書に記載された実施期間内に、所轄の都道府県労働局長があらかじめ指定した健康診断実施機関のうちから受診機関を選定し、健康診断を受ける必要があります。また、受診する際には依頼書を当該受診機関に提出してください。

なお、健康診断に要する費用につきましては、全国の各都道府県労働局長があらかじめ指定した健康診断実施機関（神奈川県の場合は114ページに掲載）で受診した場合のみ国が負担します。

- ③ 健康診断を受けた者は、当該受診機関が作成した健康診断証明書（特別加入者用）を申請書に添付し、監督署に提出してください。
- ④ 申出書は、申請書と同時に監督署に提出することもできます。この場合には、健康診断受診後、速やかに健康診断証明書を監督署に提出してください。
- ⑤ 既に特別加入を承認されている事業において、新たに事業主となった者又は事業

に従事することとなった者のうち健康診断が必要な者は、申出書を監督署に提出し指示書及び依頼書が交付された後、健康診断を受診し、変更届にその健康診断証明書を添付して提出してください。

(注) 健康診断書を提出しなかったり、あるいは、業務の内容、業務歴等について虚偽の申告を行った場合には、特別加入の申請を行っても承認されなかったり、保険給付が受けられない場合がありますので、注意してください。

(3) 特別加入が制限される場合

加入時健康診断を受けた結果、次の場合には特別加入が制限されます。

- ① 特別加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が一般的に就労することが困難であって、療養に専念しなければならないと認められる場合には、従事する内容にかかわらず特別加入は認められません。
- ② 特別加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が当該業務からの転換を必要とすると認められる場合には、当該業務以外の業務についてのみ特別加入が認められることとなります。

〈記載例〉

特診様式第7号

労働者災害補償保険
特別加入時健康診断申出書

横浜南 労働基準監督署長殿

下記の者について健康診断証明書の提出が必要ですので、「特別加入健康診断指示書」の交付をお願いします。

令和〇〇年 4月 12日

労働保険番号	府 県 所 管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
	1 4 / 0 1	9 0 0 0 0 5	0 0 5

事業主又は
特別加入団体の

住 所 神奈川県横浜市中区XX通X-0

(名称) 厚生労働塗装有限公司

特別加入団体の場合には、その
主たる事務所の所在地、名称、
代表者の氏名

代表取締役

氏 名 厚生太郎

特別加入予定者のうち 健康診断が必要な者	特別加入予定 年 月 日	特別加入予定者の作業の内容及び作業に 用いる工具（又は材料、薬品等）の名称	左記の業務に特別加 入前に従事した期間	実施すべき健康診断 の種類 (該当する項を○ で囲むこと)
厚生太郎	00.5.1	一般建築物の塗装 トルエン・キシレン・エチルベンゼン	昭和●●年10月から 平成〇〇年4月まで 30年6月間	イ、じん肺健康診断 ロ、振動障害健康診断 ハ、鉛中毒健康診断 ニ、有機溶剤中毒健康診断
厚生次郎	00.5.1	同上	平成□年4月から 〇〇年4月まで 20年月間	イ、じん肺健康診断 ロ、振動障害健康診断 ハ、鉛中毒健康診断 ニ、有機溶剤中毒健康診断
厚生三郎	00.5.1	同上	平成■年8月から 〇〇年4月まで 19年8月間	イ、じん肺健康診断 ロ、振動障害健康診断 ハ、鉛中毒健康診断 ニ、有機溶剤中毒健康診断
			年 月から 年 月まで 年 月間	イ、じん肺健康診断 ロ、振動障害健康診断 ハ、鉛中毒健康診断 ニ、有機溶剤中毒健康診断

労働保険事務組合の証明

労働保険事務の処理の委託を

受けている
受ける予定である

ことを証明します。

令和〇〇年 4月 5日

認可記号番号

第〇〇-123号

名 称

労働保険事務組合 〇〇商工会

労働保険
事務組合

主たる事務所
の所在地

神奈川県横浜市中区〇〇町△-△ 〇〇〇〇 局
電話 XX XX 番

代表者の氏名

学災 一郎

※この様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできません。最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

7. 第2種（一人親方）特別加入の年度更新

(1) 保険料申告書内訳（第2種特別加入保険料）…………組様式第6号（乙）

- ① 申告書内訳には『特別加入団体の特別加入者名簿』のほか、特例計算対象者がいる場合には『特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳』と『加入保険料集計表』も併せて必要になります。
- ② 「④特別加入者数」欄は、令和7年3月31日現在（3/31脱退者含む）の特別加入者数を記入します。
- ③ 第2種特別加入は、団体を事業主とみなして加入していますので、労働保険料は、特別加入者本人からの徴収の有無に関わらず、団体が納付することとなります。また、月割計算の特例対象者がいる場合で、加入者から徴収した労働保険料と団体が国へ納付する労働保険料で差額が生じる場合についても、団体が負担することとなります。
- ④ 年度更新に関する様式については、神奈川労働局のホームページからダウンロードすることができます。

(2) 特別加入団体の特別加入者名簿…………適用事務様式7

名簿は毎年加除して使用してください。年度更新時には、この名簿により確定・概算保険額の確認を行いますので、給付基礎日額、加入・脱退年月日等を記載漏れなきよう整備の上、コピーを提出してください。適用事務様式7ではなく独自様式を使用する場合は、日額、加入・脱退年月日等所定事項を必ず具備してください。

(3) 第2種特別加入保険料集計表

- ① 第2種特別加入については、各団体事務組合等で特別加入者の加入人数が多いこと等の理由から、日額の記入誤りや計算・集計誤りが大変多く見受けられます。集計表によって、『名簿』と『特例計算対象者内訳』との整合性、保険料算定基礎額の確認ができるようになっていきますので、令和5年度確定、令和6年度概算を別業にして作成し、記載内容を確認の上、提出してください。
- ② 保険料算定基礎額の1,000円未満の端数を切り捨てる処理は、集計表の総計と特例計算対象者内訳の総計を合計した後に行う作業であることに留意してください。

＜第2種特別加入の記載例＞

(提出用1部)

適用事務様式7

特別加入団体の特別加入者名簿

団体名 ○○大工組合

① 番号	② 特別加入者の氏名	③ 労災法第33条 第3号に掲げ る者との関係	加入年月日 脱退年月日	第2種 特別加入 給付基礎 日額	給付基礎日額		
					金額 (変更年月日)	金額 (変更年月日)	金額 (変更年月日)
1	○○ ○○	主・家族	H3・4・1 R7・1・30	10,000 円	12,000 円 (H6.4.1)	円	円
2	○○ ○○	主・家族	H3・4・1 R7・1・30	8,000 円	10,000 円 (H11.4.1)	円	円
3	○○ ○○	主・家族	H5・4・1 R6・11・30	14,000 円	円	円	円
4	○○ ○○	主・家族	H5・10・1	12,000 円	円	円	円
5	○○ ○○	主・家族	H6・4・1	10,000 円	12,000 円 (H9.4.1)	14,000 円 (R7.4.1)	円
6	○○ ○○	主・家族	R7・4・1	10,000 円	円	円	円
令和7年度 概算のみ算入		給付基礎日額の変更を希望する場合は所轄 監督署へ3月2日～3月31日または6月1 日～7月10日までに「給付基礎日額変更申 請書」を提出し承認を受ける必要があります。					
		主・家族	：：：	円	円	円	円
		主・家族	：：：	円	円	円	円
		主・家族	：：：	円	円	円	円
		主・家族	：：：	円	円	円	円
		主・家族	：：：	円	円	円	円

令和7年度概算についても、「第2種特別加入保険料集計表」と必要に応じて「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」が必要です。

日額	2000	2
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
計		

(注)

※ 用紙

(提出用1部)

別紙様式第2号

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳
(労働保険事務組合用)

令和6年度分

1枚のうち 1枚目

労働保険番号	府県	所管	業種	経団	支部	番号		
141010000000								
枝番	氏名	特別加入名	給付基礎額	当該保険料算定期間における特別加入期間	特例による理由	加入月数	1月分の保険料算定基礎額	特例による保険料算定基礎額
2000			10,000	6年4月1日~7年1月30日	1加入 2 退任、自働退職等	10	304,167	3,041,670
3000			14,000	6年4月1日~6年11月30日	1加入 2 退任、自働退職等	8	425,834	3,406,672
計 2 人							6,448,342	

1円の単位まで記入します。

合計額は、次ページの「保険料申告内訳」(組様式第6号(乙))の⑤と一致します。

のNo. 1

金額
(. .) 円
(. .) 円
(. .) 円
(. .) 円
(. .) 円
(. .) 円

上記のとおり報告します。

令和7年7月10日

神奈川県 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

労働保険の事務組合 名称 〇〇大工組合 代表者氏名 組合長 〇〇 〇〇

所在地 横浜市中区〇〇町×-×

(郵便番号 231 - 〇〇〇〇) 電話 (045) - (〇〇〇) 〇〇〇 番

(提出用1部)

5種特別加入保険料集計表

6年度 確定

1枚のうち 1枚目
年間加入者集計表

3000	3500	4000	5000	6000	7000	8000	9000	10000	12000	14000	16000	18000	20000	22000	24000	25000	計
								3									3
								1		1							2
									3								① 3
								1		1							② 2

日額	③ 保険料算定基礎額	④ 人数	③×④ 計
2000	730,000		
2500	912,500		
3000	1,095,000		
3500	1,277,500		
4000	1,460,000		
5000	1,825,000		
6000	2,190,000		
7000	2,555,000		
8000	2,920,000		
9000	3,285,000		
10000	3,650,000		
12000	4,380,000	3	13,140,000
14000	5,110,000		
16000	5,840,000		
18000	6,570,000		
20000	7,300,000		
22000	8,030,000		
24000	8,760,000		
25000	9,125,000		
		⑤ 3	⑥ 13,140,000

1. 当該集計表の上段は年間加入者数、下段は特例対象者数
2. ①は③の数と一致、②は「特例計算対象者内訳」の合計人数と一致
3. ⑥と「特例計算対象者内訳」の合計額が保険料算定基礎額総計と一致
4. 日額が2,000円・2,500円・3,000円は家内労働者等についてのみ適用

労働保険番号

141010000000

団体又は事務組合名

〇〇大工組合

1枚で足りない場合はこの用紙をコピーし、左欄ページ数を適宜修正の上、ご使用下さい。

令和7年3月31日の人数 (3/31 脱退者含む)

保険料算定基礎額総計は、「特例計算対象者内訳」と「第2種特別加入保険料集計表」の年間加入者集計表の額の合計と一致します。

(提出用2部)

第6号(乙)

令和6年度確定
令和7年度概算 保険料申告書内訳
(第2種特別加入保険料)

1枚のうち 1枚目

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号					
14100	000000			0	0	0	0	0	0

② 事業(団体)の名称	③ 業種	④ 特別加入者数	令和6年度確定保険料			令和7年度概算保険料		
			⑤ 保険料算定基礎額総計	⑥ 令和6年度第2種特別加入保険料率(1000分の)	⑦ 第2種特別加入保険料(⑤×⑥)	⑧ 保険料算定基礎額総計	⑨ 令和7年度第2種特別加入保険料率(1000分の)	⑩ 第2種特別加入保険料(⑧×⑨)
〇〇大工組合	特2	3	19,588	18	352,584	17,520	18	315,360
合 計			19,588		352,584	17,520		315,360

労働局用

2種特別加入 (一人親方等)

提出書類名	作成部数	局	署	控え
① 概算・確定保険料申告書【様式第6号】	2	1		1
② 申告書内訳【組様式第6号(乙)】	3	1	1	1
③ 特別加入者名簿【適用事務様式7】	2	1		1
④ 特例計算対象者内訳【別紙様式第2号】	2	1		1
⑤ 保険料集計表	2	1		1

※④⑤は確定と概算2種類あり、④は該当者がいない場合は不要

第3種特別加入保険料申告内訳名簿
(海外派遣者)

(提出用2部)

令和6年度
令和7年度

1枚のうち 1枚目

① 令和6年度 整理番号	② 特別加入者 (派遣者)氏名	③ 派遣者 区分	④ 派遣先 国名	⑤ 令和6年度 給付基礎日額	⑥ 令和7年度 給付基礎日額	⑦ 令和7年度 整理番号
1	〇〇〇〇	協 代	アメリカ	20,000	20,000	1
2	〇〇〇〇	協 代	アメリカ	16,000	18,000	2
3	〇〇〇〇	協 代	アメリカ	16,000		
4	〇					

<第3種特別

海特様式第1号

第3種特別加入保
(海外派遣)

令和6年度
令和7年度

令和6年度
令和7年度

令和6年度
令和7年度

給付基礎日額	保険料算定 基礎額	令和6年度 確定保険料 特別加入者数	令和6年度 確定保険料 算定基礎額
25,000円	9,125,000円		
24,000円	8,760,000円		
	8,030,000円		
	7,300,000円	1	7,300
	6,570,000円		
	5,840,000円	2	11,680
	5,110,000円	1	4,866
	4,380,000円		
	3,650,000円		
	3,285,000円		

別紙様式第2号

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳
(労働保険事務組合用)

(提出用1部)

令和6年度分

1枚のうち 1枚目

労働保 険番 号	府 県	所 掌 管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号	特別加入者 氏名	給付基礎 額	当該保険料算定期間 における特別加入期間	特例に よる理由	加入 月数	1月分の保 険料算定基 礎額	特例による保 険料算定基 礎額
301	〇〇〇〇	14101	〇〇〇〇	〇〇		16,000	6年6月1日 ~7年3月31日	①加入 ②脱退、自動減額等	10	486,667	4,866,670

上段は年間加

別紙様式第2号

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳
(労働保険事務組合用)

(提出用1部)

令和7年度分

1枚のうち 1枚目

労働保 険番 号	府 県	所 掌 管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号	特別加入者 氏名	給付基礎 額	当該保険料算定期間 における特別加入期間	特例に よる理由	加入 月数	1月分の保 険料算定基 礎額	特例による保 険料算定基 礎額
301	〇〇〇〇	14101	〇〇〇〇	〇〇		18,000	7年4月1日 ~7年5月10日	①加入 ②脱退、自動減額等	2	547,500	1,095,000

月割りの特例対象者が、確定・概算と
もにいる場合は、年度毎に分けて作成
します。

3人 18,980
1人 4,866
4人 23,846
① 23,846
③ 1,000分の3
①×③ 71,538

枝番号ごと(事業所
ごと)に作成してく
ださい。

上記のとおり報告します。

令和7年7月10日

神奈川県労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

(郵便番号 231-〇〇〇)
電話(045)-(〇〇〇)
△△△△ 番

所在地 横浜市中区〇〇町×-×
労働保
険の
事務組合
名称 〇〇労働保険事務組合 代表者氏名 組合長 〇〇 〇〇

事業主
会計歳入徴収官 殿
では、申告時に
おける者のみを記載
込の者は記載しな
労働保
険
事務組合
上段には特例計算
の者を記載するこ

8. 第3種（海外派遣）特別加入の年度更新

(1) 第3種特別加入保険料申告内訳……………海特様式第1号

- ① 申告内訳と併せて『第3種特別加入保険料申告内訳名簿』（海特様式第2号）と、特例計算を行う者がいる場合は『特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳』（別紙様式第2号）を提出してください。
- ② 給付基礎日額ごとに保険料の欄は2段に分かれています。上段には前年度から継続加入している者を記入し、下段には今年度（4／1以降）途中加入・脱退等特例計算による者を記入して計算してください。

(2) 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳……………別紙様式第2号

- ① 「特例による保険料算定基礎額」は、「1か月分の保険料算定基礎額」に加入月数を掛けたものになります。『特別加入保険料月割算定基礎額早見表』（P.69）をご参照ください。
- ② 4／1に加入し翌年の3／31に脱退した場合には、特例による理由欄の 1 加入、2 脱退、自動消滅等 の両方を○で囲んでください。
- ③ 保険料算定基礎額は、該当者各人の「特例による保険料算定基礎額」を全て合計した後に千円未満を切り捨てにします。（各人の保険料算定基礎額の千円未満を切り捨てるものではありませんのでご注意ください。）
- ④ 確定・概算ともに特例計算対象者がいる場合は、年度ごとにそれぞれ作成することになります。

(3) 第3種特別加入保険料申告内訳名簿……………海特様式第2号

- ① 記入した加入者のうち日額変更希望がある場合は給付基礎日額区分の変を○で囲み希望日額を記入してください。
- ② 派遣者区分について、加入者の該当するものを○で囲んでください。
（協＝技術協力、労＝労働者、代＝代表者等）

第4章 事務組合に関する事務

1. 帳簿及び書類

(1) 法定三帳簿

事務組合は、労働保険事務に関する事項を記載した次の帳簿を備え付けておかなければなりません。(徴収法第36条及び則第68条) これを法定三帳簿と呼びます。

- ・労働保険事務等処理委託事業主名簿（様式第16号）
- ・労働保険料等徴収及び納付簿（様式第17号）
- ・雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿（様式第18号）

上記に加え、「労働保険料等出納簿」の備え付けを義務付けています。

(2) 帳簿等の保存年限

事務組合に関する帳簿・書類は、完結の日から起算して次の区分による期間保存しなければなりません。

	書類名	保存年限(年)	完結の日
事務組合 関係	労働保険事務組合認可申請書	3	事務組合業務廃止の日
	労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届	3	
	労働保険事務組合業務廃止届	3	
	労働保険事務等処理委託事業主名簿 (様式第16号)	3	使用年度終了後
	労働保険料等徴収及び納付簿（様式第17号）	3	
	雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿 (様式第18号)	4	
労働保険 関係	労働保険事務等委託書	3	委託解除の日
	労働保険関係成立届	3	
	労働保険事務等委託解除通知書	3	
	労働保険事務等処理委託解除届	3	
	労働保険名称、所在地変更届	3	届出の日
	労働保険料等算定基礎賃金等の報告	3	会計年度終了後
	労働保険概算・確定保険料・一般拠出金申告書	3	
	保険料・一般拠出金申告書内訳	3	
	労働保険料・一般拠出金還付請求書	3	

労災保険 特別加入 関 係	労災保険特別加入申請書	3	委託解除又は脱退 の日
	特別加入に関する変更届	3	
	特別加入脱退申請書	3	承認の日
一括有期 関 係	一括有期事業開始届	3	年度終了後
	一括有期事業報告書	3	
	一括有期事業総括表	3	
会計帳簿	通帳、労働保険料等出納簿 等	10	

(3) 法定三帳簿及び保険料申告書内訳の独自様式使用の承認

法定三帳簿及び保険料申告書内訳の様式を事務組合独自で作成し、使用する場合には「独自コンピュータ様式の承認について」(84ページ)に必要事項を記入の上、該当する様式を添付し令和8年1月31日までに神奈川労働局長宛て承認申請を行ってください。承認の対象となる様式は次のとおりです。

- 労働保険事務等処理委託事業主名簿（様式第16号）
 - 労働保険料等徴収及び納付簿（様式第17号）
 - 雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿（様式第18号）
 - 保険料申告書内訳（組様式第6号）
- } 法定三帳簿

令和8年1月31日までに申請し、承認された場合、承認予定日は令和8年4月1日となります。

(4) 労働保険料等出納簿

事務組合は委託事業主から交付を受けた労働保険料等を適正に保管・管理するために労働保険料等出納簿の備え付けが義務付けられています。

事務組合が委託事業主から労働保険料等の交付を受けたとき、それを政府へ納付したとき、事業主へ還付したときには速やかに労働保険料等出納簿にその旨を記載し、常時出納状況を明確にしておかなければなりません。

労働保険料等出納簿の残高は、労働保険料等専用口座、徴収及び納付簿、労働保険料等領収書等と照合のうえ、その内容を常時、明確にしておかなければなりません。

※労働保険料等出納簿については、定まった様式はありませんので、任意に作成してください。

令和 年 月 日

神奈川労働局長 殿

所在地
事務組合名
代表者名
電 話
基 幹 番 号

独自コンピュータ様式の承認について

標記のことについて、下記のとおり申請します。

記

1. 様 式 名 (該当欄に○を付す)

	労働保険事務等処理委託事業主名簿
	労働保険料等徴収及び納付簿
	雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿
	保険料申告書内訳

2. 内 容 別添様式のとおり

3. 使用開始予定年月日 令和 年 月 日

【労働保険料等徴収及び納付簿】〈記載例〉

組様式第6号(甲)

①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		⑩		⑪		⑫		⑬	
労働保険 番号の枝 番号		事業場の名称		業 種		保 険 関 係 区 分		賃金総額		労災 保 険 率		保 険 料 (⑦×⑧)		賃金総額		雇 用 保 険 率		一 般 保 険 料 (⑩×⑪)		確 定 保 険 料 (規模区分別) 合計額(⑨+⑫)		15人以下		16人以上	
001		〇〇産業(株) 〇〇 〇〇		6104		7 両保 雇 用		千円 (-) 24,657 (特) 5,475		1000分の 6.5		円 (-) 160,270 (-) 35,587 計 195,857		千円 20,181		1000分の 15.5		円 312,805		508,662					

令和 6 年度 確定
令和 7 年度 概算

「①事業場の区分」欄には、常時使用労働者数5人未満の委託事業主については「甲」、常時使用労働者数5人以上15人以下の委託事業主については「乙」、常時使用労働者数16人以上の委託事業主については「丙」とそれぞれ記入します。

「(ハ)充当額」欄及び「(ニ)還付額」欄には、申告済概算保険料額が確定保険料額を超え、その差額を委託事業主が還付を希望した場合に「(ニ)還付額」欄に記入し、希望しない場合は「(ハ)充当額」欄に記入します。また、「(ホ)不足額」欄には、前記の確定保険料額が申告済概算保険料額を超える場合にその差額を記入します。

「第1期分」、「第2期分」及び「第3期分」欄には、(ト)欄の概算保険料額を3等分して記入し、余りがあるときは、その額を第1期分に加算して記入してください。

「⑨記事」欄には、委託事業主より領収した保険料又は政府に納付した徴収金について、保険料、一般拠出金、追徴金等の種別を○で囲み納付期限を記入してください。
なお、「確」は確定、「概」は概算及び増加概算、「保険料」は労働保険料、「拠出金」は一般拠出金、「追」は追徴金、「延」は延滞金の略称です。月日は各法定期限日を記入してください。

⑧欄には、納付通知年月日を記入してください。

この帳簿は、委託事業主の事業場別に作成し、労働保険料等の受払状況を記録するものですから、記載例を参考に正確に作成してください。

保険料・一般拠出金申告書内訳

枚のうち 枚目

一般拠出金		⑯ 申告済概算保険料 〔一般保険料 第1種特別 加入保険料〕	令和 7 年度概算保険料		
⑭ 貸金総額 (※)	⑮ 一般拠出金額 (⑭)× 0.02/1000)		⑰ 労災保険 保険料 〔第一種特別 加入を含む〕	⑱ 雇用保険 一般保険料	⑲ 合計 (⑰+⑱)
5,475	109	416,262	6 204,882	15.5 312,805	517,687

第一種特別加入者					
氏名	令和 6 年 度の給付 基礎日額	適用 月数	区分	令和 7 年 度からの 給付基礎 日額	適用 月数
〇〇〇 (新)	10,000	12		16,000	12
〇〇〇 (継)				10,000	12
〇〇〇 (継)	5,000	12			

「第一種特別加入者」がある場合は「裏面⑰」欄に記入してください。

労働保険等 労働保険料等徴収及び納付簿

様式第 17 号(第68条関係) (表面)

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
1430100000000	1	4	3	0	1
① 事業場の区分	② 事業の名称		③ 事業場の所在地(電話)		④ 事業の種類 (労災保険率表による)
乙	〇〇産業(株)		横浜市中区〇町×-×		可塑物製品製造業
			電話 (045)-〇〇〇〇-△△△△ 番		⑤ 成立している 保険関係 ④(イ) 労災保険及び雇用保険 ④(ロ) 労災保険 ④(ハ) 雇用保険
⑥ 委託年月日					
3 年 4 月 1 日					
⑦ 確定保険料・概算保険料・一般拠出金の額					
令和 6	確定保険料額	①(ロ) 申告済概算保険料額	①(イ) 充当額 ((ロ)-(イ))	円	円
年度確定	508,662	416,262	①(ハ) 還付額 ((ロ)-(イ))	円	円
			①(ニ) 不足額 ((イ)-(ロ))	92,400	円
(ハ) 一般拠出金					493
令和 7	概算保険料額	②(イ) 差引納付額 ((ロ)-(ハ))	第 1 期分	172,563	円
年度概算	517,687	517,687	第 2 期分	172,562	円
			第 3 期分	172,562	円
⑧ 年月日	⑨ 記 事	⑩ 納付すべき額	⑪ 事業主から 領収した額 (月 日)	⑫ 政府へ納 付した額 (月 日)	⑬ 事務組合 保管額 (⑩-⑫)
7年 6月10日	6 年 確・保険料・追 概・拠出金・延	92,400	92,400 (6/25)	92,400 (7/10)	0
7年 6月10日	6 年 確・保険料・追 概・拠出金・延	493	493 (6/25)	493 (7/10)	0
7年 6月10日	7 年 確・保険料・追 概・拠出金・延	172,563	172,563 (6/25)	172,563 (7/10)	0
7年 10月25日	7 年 確・保険料・追 概・拠出金・延	172,562	172,562 (11/7)	172,562 (11/14)	0
8年 1月26日	7 年 確・保険料・追 概・拠出金・延	172,562	172,562 (2/8)	172,562 (2/14)	0
年 月 日	年 確・保険料・追 概・拠出金・延		()		
年 月 日	年 確・保険料・追 概・拠出金・延		()		
⑭ 督促事項					
		金額	区分	受理年月日	通知年月日

2. 事務組合に関する手続き

(1) 認可申請書記載事項等に変更があった場合の事務処理

労働保険事務組合認可申請書記載事項及び添付書類の記載事項等に変更があった場合は、変更があった日の翌日から起算して14日以内に、「認可申請書記載事項等変更届」(組様式第2号)に必要な書類を添付して、事務組合管轄の監督署又は安定所へ提出してください。(末尾0、2の未付与組合は監督署、それ以外は安定所)

変 更 項 目	必 要 書 類
名 称 ・ 所 在 地	総会議事録 事務所案内図
役員（法人団体の場合）	経歴書（代表者の場合） 役員改選に係る総会議事録 役員名簿又は謄本
役員（上記以外の場合）	経歴書 役員改選に係る総会議事録 労働保険料等の納付に関する誓約書 (誓約書は印鑑登録印を押印すること) 印鑑登録証明書
監 査 役（ 監 事 ）	役員改選に係る総会議事録
定 款 等 及 び 事 務 処 理 規 約	総会議事録 新旧対照表
事 務 総 括 者	経歴書 (役職、資格等を記載すること)
事 務 担 当 者	なし

*経歴書は、学歴・職歴・経歴ごとに区分し、役職・資格等も必ず記載してください。

*変更年月日を必ず記入してください。

*事務組合の所在地が変更になり、監督署及び安定所の管轄が変わる場合には、上記書類の他に「委託事業主名簿」を添付してください。

*事務組合の認可を受けた団体等について組織変更があり、従来法人格がない団体であったものが従来と異なる法人格のない団体若しくは法人となった場合又は従来法人であったものが法人格がない団体若しくは従来と異なる法人となった場合であって、その後も引き続いて事務組合としての業務を行おうとする場合は、「廃止届」を提出するとともに、新たに「労働保険事務組合認可申請書」を提出する必要があります。

(組織変更を伴わない単なる名称、所在地等の変更の場合は、あらためて認可申請するのではなく「事務組合変更届」を提出します)

〔記載例〕

組様式第2号



労働保険等

労働保険事務組合 変更届
認可申請書記載事項等

労働保険 番号	府県 14301	所管 01	基幹番号 000000	他に付与されて いる末尾番号	2,5
変更事項	変更前の内容		変更後の内容		
名称					
①労働保険の 事務組合の主たる事務所 の所在地					
代表者の氏名	会長 ○○○○		会長 ○○○○		
②労働保険関係等事務を委 任する事業主内訳					
③添付書類の記載事項	(書類の名称 _____)		(書類の名称 _____) ・経歴書 ・総会議事録 ・納付に関する誓約書 ・印鑑登録証明書		
④その他の事項	事務担当者 ○○○○		事務担当者 ○○○○		

※②の欄は、二元適用事業の労災保険分又は一人親方等の特別加入団体の委託を受けている事務組合であって、新たに一元適用事業又は二元適用事業の雇用保険分について受託することとなった場合に記入すること。

上記のとおり変更を生じたので届けます。

令和 7 年 4 月 21 日

神奈川 労働局長 殿

名 称 労働保険事務組合 ○○会

労働保険の主たる事務所
事務組合の所在地 横浜市中央区○○町30 (郵便番号 231-0000)
電話(045) - (○○○) △△△△番

代表者の氏名 会長 ○○○○

〔注〕 添付書類の記載事項欄に記載することができない場合には、別紙を付して記載すること。

社会 士 保 険 労 働	作成年月日・ 提出代理者の表示	氏 名	電話番号

(2) 労働保険料等の口座振替について

① 制度の概要

「保険料等」^(注1)の口座振替による納付制度は、納付者である「事務組合」と、その預金口座のある金融機関（口座振替取扱金融機関に限ります。）との口座振替に関する契約に基づき、国から金融機関に送付された納付書にしたがって、金融機関が振替納付日^(注2)において、当該納付書に記載された「保険料等」の額を、「事務組合」が指定した預金口座から引き落とし、国庫へ振り替えることによって、「保険料等」を納付するものです。（口座振替納付書送付依頼書（新規及び変更）は厚生労働省ホームページよりダウンロード可能です。）

(注1) 口座振替納付の対象とする「保険料等」は、継続事業（一括有期事業を含む。）と単独有期事業の概算保険料、確定保険料の不足額と一般拠出金が対象となります。

(注2) 「保険料等」は、次の期日（その日が金融機関の休日の場合はその翌日）に預金口座から国庫へ振替納付されることになります。

- ・ 確定保険料の不足額、概算保険料第1期分と一般拠出金……9月6日
- ・ 概算保険料第2期分……11月14日
- ・ 概算保険料第3期分……2月14日

② 口座振替納付の申出手続等

口座振替納付を希望する「事務組合」は、「送付依頼書（新規）」が「管轄労働局」に受理されると、これが解除されるまでは、継続して口座振替納付の方法により、「保険料等」の納付を行うことになります。

「管轄労働局」においては、次のような場合を除いて、「送付依頼書（新規）」を受理し、副本を事務組合に交付することによって、口座振替納付が認められることになります。

- ・ 現に滞納している「保険料等」があるなど、振替納付が確実になされるとは認められないとき
- ・ その他口座振替納付が継続的に実施されるとは認められないなど、「保険料等」の納付が確実に徴収上有利と認められないとき

(3) 労働保険料等徴収納付状況報告書の提出について

総会等の議決機関に報告した労働保険料等の徴収納付状況に関する以下の書類を毎年報告していただくことになっています。

① 報告書

前年度労働保険料等特別会計徴収納付状況報告又は決算報告いずれかの写し（任意様式）

② 提出時期

年度更新時、又は総会開催、内部監査実施された日の属する月の翌月末

③ 提出先

神奈川県労働局総務部 労働保険徴収課 雇用保険監察官

④ 様式例

109～110ページ参照

3. 労働保険事務組合に対する報奨金制度

【報奨金（定率・定額分）について】

保険料、一般拠出金の申告・納付その他労働保険事務の処理について、その適正な遂行の労に報い、もって労働保険料、一般拠出金の収納率を高く維持するために、納付状況が著しく良好な事務組合に対し、年1回報奨金が交付されます。

(1) 交付の要件

報奨金は、年度更新申告書及び添付書類が法定提出期限である7月10日（休日に当たるときは翌日。）までに提出され、労働保険料及び一般拠出金の納付状況が、それぞれ次のいずれにも該当する場合に交付されます。

労働保険料に対する報奨金

- ①報奨金算定基準日（7月10日、天災その他やむを得ない理由があるときは7月17日。なお、それが土曜日、日曜日、休日、祝日に当たるときは、その翌日。）において、前年度に常時15人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託に係るものにつき、前年度確定保険料の額（納付すべき追徴金又は延滞金があればその額を含む。）の合計額の95パーセント以上の額が納付されていること。

※なお、「天災その他やむを得ない理由」には、次に挙げる事項が該当します。

- a. 天災地変等の不可抗力により、7月10日までに納付できなかったとき。
- b. 交通又は郵便のストライキ等により、7月10日までに納付できなかったとき。
- c. a、bに準ずるもの。《事務組合が事務整理期間（口座振替制を採用している場合を含む。）を必要とした場合を含む。》

- ②前年度の労働保険料等（追徴金及び延滞金を含む。以下同じ。）について、差押えなど滞納処分を受けたことがないこと。

- ③偽りその他不正な行為により、前年度の労働保険料等の徴収を免れ又はその還付を受けたことがないこと。

一般拠出金に対する報奨金

- ①報奨金算定基準日において、当年度の一般拠出金（前年度の賃金総額を基礎として算定した一般拠出金。納付すべき追徴金又は延滞金があればその額を含む。）であって、前年度に常時15人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託に係るものにつき、その一般拠出金の額の合計額の95パーセント以上の額が納付されていること。

- ②当年度の一般拠出金（追徴金及び延滞金を含む。以下同じ。）について、差押えなどの滞納処分を受けたことがないこと。

③偽りその他不正な行為により、当年度の一般拠出金等の徴収を免れ又はその還付を受けたことがないこと。

(2) 報奨金の交付額

報奨金は、予算の範囲内で交付されますが、詳細については「報奨金についてのお知らせ」にて通知します。ただし、労働保険料に係る報奨金交付額の上限は1,000万円とします。

(3) 交付申請の手続

報奨金の交付を受けようとするときは、「労働保険事務組合報奨金交付申請書」を労働局に提出してください。提出期限は10月15日です。(それが土曜日、日曜日、休日、祝日に当たるときは、その翌日。)この日を徒過した場合は「弁明書」が必要となります。

また、交付申請においては、下記の対応が必要になります。

※報奨金に係る「区分経理」について

- i. 報奨金における区分経理とは、「支出において、単に支出事項を区分するだけでなく、区分された支出内容が、厚生労働省が定める支出内容に合致するものである」ことをいいます。
- ii. 厚生労働省の定める支出内容とは、「事務組合の運営、特に、労働保険料の収納額の向上に資すると認められる支出とする。具体的な支出内容としては①事務組合所属労働者に対する賃金、②事務組合事務所の賃貸借料、③労働保険料の徴収に係る旅費、④その他事務組合の運営に必要な経費」と定められています。
- iii. 区分経理の有無及び報奨金の目的外使用(人件費等以外への支出)の有無を確認し、区分経理がなされていない又は交付目的外使用を予定する事務組合については、報奨金の交付対象から除外しますので、ご注意ください。
- iv. 前年度の支出内容を书面審査により確認の上、交付決定することとなりますので、それぞれの支出の内容が確認できる書類の写し、あるいは当該内容を申立書により、7月10日までに提出してください。詳細については「報奨金についてのお知らせ」等をご覧ください。

「区分経理」に関する様式は神奈川労働局のホームページからダウンロードすることができます。

なお、報奨金の区分経理については、「労働保険事務組合監査」の際に、帳簿等により監査させていただきます。

<報奨金に関する留意点>

報奨金の趣旨から報奨金交付の際に事務組合業務を廃止又は廃止を予定している場合は交付対象となりません。

【報奨金（電子化分）について】

事務組合委託事業場のデータ管理のシステム化の促進を図ることを目的として、事務組合が、年度更新時に提出する「保険料・一般拠出金申告書内訳」を電子媒体で提出した場合には、報奨金（電子化分）が交付されます。

（1）交付要件

次の要件のいずれにも該当する場合に交付されます。

- ①報奨金（定率・定額分）の交付対象事務組合であること。
- ②電子媒体の種類は、DVD（DVD-R、DVD+R又はDVD-RW、DVD+RW）、CD（CD-R又はCD-RW）であること。
- ③指定された形式（（5）申告書内訳（電子）の作成要領参照）で作成されたものであること。
- ④申告書内訳（電子）の内容は、年度更新時に提出する「保険料・一般拠出金申告書内訳」（組様式第6号（甲））と同一の内容とし、内容に誤りがないこと。
- ⑤申告書内訳（電子）を年度更新期間中（6月1日～7月10日）に提出していること。

（2）報奨金の額

報奨金（電子化分）は、予算の範囲内で、申告書内訳（電子）に登録された委託事業場のうち、前年度における常用労働者15人以下の委託事業場1件につき800円を交付します。

（3）申告書内訳（電子）の提出期限

申告書内訳（電子）は、年度更新期間中（6月1日～7月10日）に提出してください。

（4）報奨金（電子化分）交付申請書の提出期限

報奨金（電子化分）交付申請書の提出期限は、10月15日です。この日を徒過した場合は「弁明書」が必要となります。

（5）申告書内訳（電子）の作成要領

厚生労働省ホームページ内の「労働局適用徴収業務支援システムの仕様公開について」で公開している「インターフェース仕様書」の内容に沿った形式により作成された電子ファイルをDVD（DVD-R、DVD+R又はDVD-RW、DVD+RW）、CD（CD-R又はCD-RW）へ保存してください。



第5章 委託事業場に関する事務

1. 労働保険事務等の処理を委託されたとき

委託	労働保険事務等委託書	(組様式第1号)	事業主から組合に提出させ、受託の可否を決定します。 その旨を事業主に通知してください。
労働保険	労働保険関係成立届 (事務処理委託届)	(様式第1号)	事務組合の管轄 労働基準監督署 ハローワーク
組合内部 事務処理	労働保険事務等処理委託事業主名簿 労働保険料等徴収及び納付簿 雇用保険被保険者関係届出事務等 処理簿	(様式第16号) (様式第17号) (様式第18号)	法定三帳簿の作成
雇用保険	(雇用保険対象者がいる場合) 雇用保険適用事業所設置届 雇用保険被保険者資格取得届	※確認書類はハ ローワークに 確認ください。	事業所の管轄 ハローワーク
特別加入	(特別加入対象者がいる場合) 特別加入申請書	(様式第34号の7)	事務組合の管轄 労働基準監督署

2. 労働保険事務等処理委託内容が変更されたとき

労働保険	労働保険名称、所在地変更届	(様式第2号)	事務組合の管轄 労働基準監督署 ハローワーク
組合内部 事務処理	労働保険事務等処理委託事業主名簿 労働保険料等徴収及び納付簿 雇用保険被保険者関係届出事務等 処理簿	(様式第16号) (様式第17号) (様式第18号)	法定三帳簿の作成
雇用保険	(雇用保険対象者がいる場合) 雇用保険事業主事業所各種変更届	※確認書類はハ ローワークに確 認ください。	事業所の管轄 ハローワーク
特別加入	(特別加入対象者がいる場合) 特別加入に関する変更届	(様式第34号の8)	事務組合の管轄 労働基準監督署

※業種変更等は別途確認書類が必要になります。また一元⇔二元の変更を伴うものは成立届の提出が必要になります。労働局徴収課 事務組合係までご相談ください。

3. 労働保険事務等処理委託を解消したとき

(委託→委託、委託→個別)

解 除	労働保険事務等処理委託解除通知書	(組様式第11号)	事務組合は予め事業所に通知する必要があります。
労働保険	労働保険事務等委託解除届	(様式第15号)	事務組合の管轄 労働基準監督署 ハローワーク
組合内部 事務処理	※左記1.2と同じ		法定三帳簿の作成
特別加入	(特別加入対象者がいる場合) 「委託解除届」に「特別加入者あり」と明記して提出		事務組合の管轄 労働基準監督署 ハローワーク

・「労働保険関係成立届」

委託→委託：新組合が作成、提出する。 委託→個別：事業主が作成、提出する。

(雇用保険対象者がいる場合)

・「雇用保険事業主事業所各種変更届」※労働保険番号の変更手続きが必要になります。

委託→委託：新組合が作成、提出する。 委託→個別：事業主が作成、提出する。

(事業所廃止等)

解 除	労働保険事務等処理委託解除通知書	(組様式第11号)	事務組合は予め事業所に通知する必要があります。
労働保険	労働保険事務等委託解除届	(様式第15号)	事務組合の管轄 労働基準監督署 ハローワーク
組合内部 事務処理	※左記1.2.と同じ		法定三帳簿の作成
雇用保険	(雇用保険対象者がいる場合) 雇用保険適用事業所廃止届 雇用保険被保険者資格喪失届 離職証明書	※確認書類はハローワークに確認ください。	事業所の管轄 ハローワーク
特別加入	(特別加入対象者がいる場合) 「委託解除届」に「特別加入者あり」と明記して提出		事務組合の管轄 労働基準監督署 ハローワーク

4. 事務組合に係る継続事業一括申請に関する取扱い

継続事業の一括とは、保険関係が成立している2以上の事業について、次のすべての要件を満たす場合に、指定した事業（一つの労働保険番号）でまとめて保険料申告できるものです。

(継続一括の要件)

- ・継続事業であること。
- ・指定事業と被一括事業の事業主が同じであること。
- ・それぞれの事業が同じ保険関係であること。
- ・それぞれの事業が「労災保険料率表」による「事業の種類」が同じであること。

継続一括申請方法等につきましては、神奈川労働局のホームページに手続きに関する手引き（以下「一括手引き」という。）を掲載しております。

神奈川労働局ホーム > 各種法令・制度・手続き >
労働保険関係【労働保険徴収課】手続き >
継続事業一括申請の手続き【労働保険徴収課】

【留意点】

ただし、その内容は個別向けのものとなっておりますので、事務組合での申請等については、以下の点について留意していただきますようお願いいたします。

(1) 新規・追加申請手続き

一括手引き 6ページ

個別から委託や他事務組合からの委託替えの場合、継続一括していた被一括事業全体をそのまま引き継ぐことはできません。この場合、指定事業、被一括事業すべてで**保険関係成立届**を新たに提出し、振り出された新しい労働保険番号を使用してください。

(2) 認可の取消手続き

一括手引き 8ページ

業種変更などで一括の要件を満たさなくなる場合等で、被一括事業と指定事業との一括関係を解消し、被一括事業を独立させたい（被一括が個別番号の場合を除く。）場合、被一括事業に振り出されていた枝番号（認可前労働保険番号）をそのまま使用することができます。（一括手引き8頁、4認可の取消手続き参照。）この申請後は独立させた認可前労働保険番号で保険料申告が必要となります。

(3) 指定事業が移転・名称変更した場合

一括手引き 10ページ

指定事業や被一括事業に業種変更が生じた場合は、次の点に注意してください。

①指定事業の業種を変更する場合

名称・所在地等変更届の⑧変更理由欄に「被一括事業あり」や「子あり」などと表示し、変更後の事業の種類が確認できる資料を添付して提出してください。

なお、変更内容により、継続一括追加・取消申請の提出をご案内することがあります。(指定事業のみが業種変更する場合等)

②被一括事業が指定事業とは異なる業種に変更する場合

継続一括の要件を満たさなくなるため、(2)の認可の取消手続きをしてください。

(4) 指定事業の変更（会社合併等）

一括手引き 11ページ

同一事務組合内の異なる二つの事業場を合併させることができます。

(5) 指定事業と被一括事業を入れ替える場合（管轄をまたがないとき）

一括手引き 13ページ

新旧の指定事業が同一事務組合に委託している場合に限りです。

(6) 委託解除

事務組合のみのため一括手引きに記載なし

指定事業と被一括事業を委託解除する場合には、指定事業の委託解除届と継続一括取消申請書の提出が必要です。

なお、被一括事業番号をそのまま再利用したい場合は、事前に神奈川労働局労働保険徴収課事務組合係までご相談ください。

【各種様式のホームページからのダウンロードについて】

- 神奈川県労働局のホームページより、各様式がダウンロードできます。



労働保険関係様式【労働保険徴収課】

労働保険適用徴収関係

[主要様式ダウンロードコーナー（厚生労働省ホームページ）](#)

労働保険適用関係

[労働保険関係書類様式の情報を掲載しています](#)

労働保険事務組合関係

[労働保険事務組合関係書類様式の情報を掲載しています](#)

① 厚生労働省 労働保険各種様式



② 神奈川県労働局 労働保険事務組合関係書式



厚生労働省HPよりダウンロード可能

番号	様式	ファイル名
1	様式第7号(甲)	一括有期事業報告書・総括表(建設の事業)
2	様式第7号(乙)	一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)
3	様式第8号	労働保険料・一般拠出金還付請求書(※印刷時の注意事項を必ずお読みください。)
4	海特様式第1号	第3種特別加入保険料申告内訳
5	海特様式第2号	第3種特別加入保険料申告内訳名簿
6	別紙様式第1号	特別加入保険料算定基礎特例計算対象者内訳
7	組様式第4号	労働保険料等算定基礎賃金等の報告(事務組合用)
8	組様式第6号	保険料・一般拠出金申告書内訳(事務組合用)

神奈川労働局HPよりダウンロード可能

■労働保険事務組合関係

番号	様式	ファイル名
1		労働保険事務等委託書
2		労働保険事務等委託解除通知書
3		労働保険事務処理規約(例) R2.7一部改正【青字部分】・R3.2一部改正【赤字部分】
4		特定個人情報取扱規程(例)
5		労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届
5-1	添付書類	経歴書(例)
5-2	添付書類	労働保険料等の納付に関する誓約書(例)
6		労働保険料等徴収・納付状況報告
7		労働保険番号付与願
8		独自コンピュータ様式使用承認申請書
9		事故事業場報告書
10		取下げ願(例)
11		理由書(例)
12		事務組合変更(継続委託)に伴う特別加入者についての報告書

■帳簿関係

1	様式第16号	労働保険事務等処理委託事業主名簿
2	様式第17号	労働保険料等徴収及び納付簿
3	様式第18号	雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿

■年度更新関係

1	組様式第4号	労働保険料等算定基礎賃金等の報告(Excel形式)
---	--------	---------------------------

■特別加入年度更新関係(第2種)

1		保険料申告書内訳
2		第2種特別加入保険料集計表
3		特別加入者団体の特別加入者名簿
4	別紙様式第1号	特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳
5	別紙様式第2号	特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳《事務組合用》
6	特様式第2号	〈直接入力可〉OCR様式給付基礎日額変更申請書
7	特様式第2号続紙	続紙 給付基礎日額変更申請書(PDF形式)
8	特様式第2号続紙	続紙 給付基礎日額変更申請書(Excel形式)

■特別加入年度更新関係(第3種)

1	海特様式第1号	第3種特別加入保険料申告書内訳
2	海特様式第2号	第3種特別加入保険料申告書内訳名簿
3	別紙様式第1号	特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳
4	別紙様式第2号	特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳《事務組合用》

■報奨金区分経理関係

1	別紙1-1	交付申請時に提出する証明書(労働保険事務組合が受け取り支出する場合)
2	別紙1-2	交付申請時に提出する証明書(母体団体に繰り入れる場合)
3	別紙1-3	交付分に係る支出予定内容
4	別紙3	労働保険事務組合報奨金交付に係る申立書
5	別紙5	報奨金の使途に係る確認事項(神奈川局独自様式)
6		提出・提示書面一覧

■委託事業主算定基礎調査関係

1		労働保険確定賃金表
---	--	-----------

■労働局への送付状関係

1		年度更新用
2		常時用

取下げ願い

年 月 日

神奈川 労働局長 殿

労働保険番号

府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号	

事業主の住所

事業主の氏名

(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

標記について、令和 年 月 日に提出しました(該当項目チェック)

- 成立届(事務処理委託届)
- 特別加入申請書(氏名 _____ 分)
- 特別加入変更届(氏名 _____ 分)
- 特別加入脱退申請書(氏名 _____ 分)
- その他(_____)

につきましては、下記の理由により取下げます。

記

※成立届の場合は3部(局用、監督署または安定所用、事務組合控用)、特別加入関係書類の場合は1部(局用)を提出してください。

経 歴 書

住 所 (〒 -)

(フリガナ)
氏 名

生年月日

電話番号 ()

職 歴 (職務内容も含む)

年 月 日

団 体 歴

年 月 日

年 月 日

誓 約 書

年 月 日

神奈川労働局長 殿

労働保険事務組合 所在地

名 称

代表者名

⑩

(登録済事務組合印)

労働保険事務組合認可申請書記載事項中、役員の変更がありましたので、今後の労働保険、保険料の納付及びその他の事務一切につき適正に運営する事はもとより万一事故発生の場合には、その責を負うことを誓約いたします。

記

役 職

氏 名

⑩

(印鑑登録証明書の個人印)

【中小企業の業種分類表と委託できる事業主規模】

業種 (労働者数)	日本標準産業分類 (第13回改定(平成26年4月1日施行)に基づく)
卸売業 (100人以下)	大分類I (卸売業、小売業)のうち 中分類50 (各種商品卸売業) 中分類51 (繊維、衣服等卸売業) 中分類52 (飲食料品卸売業) 中分類53 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類54 (機械器具卸売業) 中分類55 (その他の卸売業)
小売業 (50人以下)	大分類I (卸売業、小売業)のうち 中分類56 (各種商品小売業) 中分類57 (織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58 (飲食料品小売業) 中分類59 (機械器具小売業) 中分類60 (その他の小売業) 中分類61 (無店舗小売業) 大分類M (宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76 (飲食店) 中分類77 (持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業 (100人以下)	大分類G (情報通信業)のうち 中分類38 (放送業) 中分類39 (情報サービス業) 小分類411 (映像情報制作・配給業) 小分類412 (音声情報制作業) 小分類415 (広告制作業) 小分類416 (映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業) 大分類K (不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693 (駐車場業) 中分類70 (物品賃貸業) 大分類L (学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M (宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75 (宿泊業) 大分類N (生活関連サービス業、娯楽業)ただし、小分類791 (旅行業)は除く 大分類O (教育、学習支援業) 大分類P (医療、福祉) 大分類Q (複合サービス事業) 大分類R (サービス業<他に分類されないもの>)
その他 (300人以下)	上記以外のすべて

※労働保険事務組合に委託できる労働者数の規模は、事業場単位の労働者数ではなく、企業全体の労働者数になります。

※表記のほか、金融業、保険業、不動産業については、労働者数50人以下の事業主が委託できる事業主の規模です。

事故事業場報告書

令和 年 月 日

神奈川労働局長 殿

事務組合の基幹番号

府県	所管	管轄	基幹番号

名 称

所 在 地

代表者名

電 話

委託事業場の事故(倒産等)がありましたので、下記のとおり報告します。

記

労働保険番号・枝番号		所 在 地	
事 業 場 名		電 話	
代 表 者 名		住 所 電 話	
滞 納 額		事 故 内 容	
事 故 年 月 日		事 業 内 容	
不動産等の財産		取引先 住 所	
取 引 銀 行		電 話	
事業場との接触 経過その他			

- (注) 1 事業場名は、有限会社、株式会社等を書き、正式名称を記入してください。
 2 電話番号は、所有しているもの、すべて記入してください。
 3 滞納額は、事故事業場の過年度分も含みます。確定精算の申告がなされていないものについては、確定の賃金等の報告のコピーを添付してください。
 4 取引銀行は、重要な調査対象ですので、支店名を明記のうえ、分るかぎり記入してください。
 5 不動産等の財産については、自社ビル所有とか、他に不動産を所有している等の状況を記入してください。
 6 接触経過については、倒産後の連絡先、責任者、弁護士の所在等を含め、いままでの接触経過を記入してください。

※提出先は、神奈川労働局総務部労働保険徴収課事務組合係です。

(A 4版)

労働保険事務組合労働保険番号（基幹番号）追加付与願

下記理由により労働保険番号の追加付与を願います。

年 月 日

労働基準監督署長 殿
公共職業安定所長

① 事務組合整理番号	—
------------	---

② 労働 保険 事務 組合	(フリガナ) 主たる事務所の所在地						郵便番号					
	(フリガナ) 名 称						電話番号() ()- 番					
	(フリガナ) 代表者の氏名											
③ 既 に 付 与 さ れ て い る 労 働 保 険 番 号 及 び 委 託 し て い る 事 業 場 数	府 県	所 掌	管 轄(1)	基 幹 番 号	枝 番 号	委 託 し て い る 事 業 場 数						
				9	0 0 0							
				9	0 0 0							
				9	0 0 0							
				9	0 0 0							
				9	0 0 0							
				9	0 0 0							
				9	0 0 0							
④ 追 加 付 与 を 必 要 と す る 理 由 及 び 必 要 と す る 基 幹 番 号 の 末 尾 区 分 コ ー ド												
	基幹番号の末尾区分コード（必要区分コードに○印を付すること）				0	(1)	2	(3)	4	5	6	(7)
※⑤ 追 加 付 与 す る 労 働 保 険 番 号	府 県	所 掌	管 轄(1)	基 幹 番 号	枝 番 号	追 加 付 与 年 月 日	年 月 日					

送付状

令和 年 月 日

神奈川労働局労働保険徴収課事務組合係 御中

事務組合名	
電話番号	
担当者名	

※ 窓口 郵送

労働保険料申告関係 増減額訂 確定修正 滞納報告関係

特別加入関係 報奨金関係 適用関係 その他

について下記の書類を送付します。

【連絡事項記入欄】

基幹番号	労働保険申告書	申告内訳書	還付請求書	一括有期総括表	一括有期報告書	滞納事業場報告	納入事業場報告	報奨金申請書	報奨金申請書(CD)	労働保険加入証明	納入証明申請書(特定技能外国人関係)	労働保険料等徴収・納付状況報告書	労働保険事務組合事務認可申請書記載事項等変更届	特入申請書	特入変更・脱退申請書	理由書	成立届	委託解除届	名称・所在地変更届	継続一括関係書類	
末尾																					
	送付																				
	※返送																				
	送付																				
	※返送																				
	送付																				
	※返送																				
	送付																				
	※返送																				
	送付																				
	※返送																				

●お願い 組合控等の返信を希望の場合は返信用封筒を同封してください。

送付件数は提出用(正)の枚数を記入してください。

続紙がある場合は、続紙についても1枚と別カウントとしてください。

控えの枚数はカウントしないでください。

受取者	封入者	返送時ダブルチェック
取扱者	確認者	

※ 返送日 月 日

※印は労働局で記入します。

※個別分が含まれていた場合に返信用封筒を個別へ

月 日

年度更新用送付状

令和 年 月 日

神奈川県労働局労働保険徴収課

事務組合係 御中

事務組合名	
電話番号	
担当者名	

年度更新申告関係

報奨金区分経理

について下記の書類を送付します。

※ 窓口

郵送

【連絡事項記入欄】

基幹番号

一
種

末尾 枝番号	申告書	内訳書	還付 請求書	一括 総括表	一括 報告書	CD	日額 変更	特例 内訳						
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													

二
種

末尾 枝番号	申告書	申告書 内訳 (提出2部)	名簿 (提出1部)	集計表 R6 確定	集計表 R7 概算	特例 内訳 R6	特例 内訳 R7	還付 請求書	日額 変更					
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													

三
種

末尾 枝番号	申告書	申告 内訳 (提出2部)	名簿 (提出2部)	特例 内訳 R6	特例 内訳 R7	還付 請求書	日額 変更							
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													

報
奨
金

	別紙 1-1	別紙 1-2	別紙 1-3	別紙3	別紙5	収支 報告書	賃金 台帳	支出簿	契約書	その他				
	受理													
	※返送													

●メリットの場合は枝番号も記入

※印は労働局で記入します

※	受取者	封入者	返送時ダブルチェック
	取扱者		確認者

※ 返送日 月 日

基幹番号

一種

末尾 枝番号		申告書	内訳書	還付 請求書	一括 総括表	一括 報告書	特例 内訳							
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													

基幹番号

一種

末尾 枝番号		申告書	内訳書	還付 請求書	一括 総括表	一括 報告書	特例 内訳							
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													

基幹番号

一種

末尾 枝番号		申告書	内訳書	還付 請求書	一括 総括表	一括 報告書	特例 内訳							
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													

●メリットの場合は枝番号も記入
※印は労働局で記入します

令和●年度 労働保険料等徴収・納付状況報告

事務組合名称

14301-9●8●7

●●●●労働保険事務組合

【労働保険料】

	徴収額 (事業主から)	納付額 (政府への)	備考
第1期 労働保険料 (前年度確定不足含む)	3,300,000	3,300,000	
第2期 労働保険料	3,000,000	3,000,000	
第3期 労働保険料	3,000,000	3,000,000	
過年度保険料 (滞納分等)	0	0	
追徴金	0	0	
延滞金	0	0	
合計	9,300,000	9,300,000	

還付金	政府よりの還付金	事業主への返還金	
	25,332	25,332	

利息	25	一般会計へ振替
翌年度預り保険料	0	

事務組合保管額	12,987	未還付金
滞納保険料額	100,000	事業主行方不明

【一般拠出金】

	徴収額 (事業主から)	納付額 (政府への)	備考
一般拠出金	12,345	12,345	

滞納拠出金	0
-------	---

監査の結果、適正と認めます。

令和●年●月●日

監事(監査役)氏名

●田 ●男

署名又は記名

令和 年度 労働保険料等徴収・納付状況報告

事務組合名称

【労働保険料】

	徴収額 (事業主から)	納付額 (政府への)	備考
第1期 労働保険料 (前年度確定不足含む)			
第2期 労働保険料			
第3期 労働保険料			
過年度保険料 (滞納分等)			
追徴金			
延滞金			
合計			

還付金	政府よりの還付金	事業主への返還金	

利息		一般会計へ振替
翌年度預り保険料		

事務組合保管額		
滞納保険料額		

【一般拠出金】

	徴収額 (事業主から)	納付額 (政府への)	備考
一般拠出金			

滞納拠出金	
-------	--

監査の結果、適正と認めます。

令和 年 月 日

監事(監査役)氏名

署名又は記名

労 災 保 険 率 表

(令和6年4月1日改定)

事業の種類 の分類	番号	事業の種類	労災保険率
林業	02又は03	林業	1000分の52
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000分の18
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の37
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。） 又は石炭鉱業	1000分の88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の13
	24	原油又は天然ガス鉱業	1000分の2.5
	25	採石業	1000分の37
	26	その他の鉱業	1000分の26
	建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業
32		道路新設事業	1000分の11
33		舗装工事	1000分の9
34		鉄道又は軌道新設事業	1000分の9
35		建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の9.5
38		既設建築物設備工事業	1000分の12
36		機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の6
37		その他の建設事業	1000分の15
製造業	41	食料品製造業	1000分の5.5
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の4
	44	木材又は木製品製造業	1000分の13
	45	パルプ又は紙製造業	1000分の7
	46	印刷又は製本業	1000分の3.5
	47	化学工業	1000分の4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	1000分の6
	66	コンクリート製造業	1000分の13
	62	陶磁器製品製造業	1000分の17
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の23
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000分の6.5
	51	非鉄金属精錬業	1000分の7
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1000分の5
	53	鋳物業	1000分の16
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	1000分の9
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	1000分の6.5
	55	めっき業	1000分の6.5
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の5
	57	電気機械器具製造業	1000分の3
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の4
	59	船舶製造又は修理業	1000分の23
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の2.5	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の3.5	
61	その他の製造業	1000分の6	
運輸業	71	交通運輸事業	1000分の4
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の8.5
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の9
	74	港湾荷役業	1000分の12
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の13
	93	ビルメンテナンス業	1000分の6
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の3
	99	金融業、保険業又は不動産業	1000分の2.5
	94	その他の各種事業	1000分の3
	90	船舶所有者の事業	1000分の42

第 2 種 特別加入保険料率表

(令和 6 年 4 月 1 日施行)

事業又は 作業の種 類の番号	事業又は作業の種類	第 2 種 特別加入保険率
特 1	労働者災害補償保険法（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第 1 号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業)	1000分の11
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第 2 号の事業（建設業の一人親方）	1000分の17
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第 3 号の事業（漁船による自営業者）	1000分の45
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第 4 号の事業（林業の一人親方）	1000分の52
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第 5 号の事業（医薬品の配置販売業者）	1000分の 6
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第 6 号の事業（再生資源取扱業者）	1000分の14
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第 7 号の事業 （船員法第 1 条に規定する船員が行う事業）	1000分の48
特 8	労災保険法施行規則第46条の17第 8 号の事業（柔道整復師）	1000分の 3
特 9	労災保険法施行規則第46条の17第 9 号の事業 （創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者）	1000分の 3
特10	労災保険法施行規則第46条の17第10号の事業 （あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師）	1000分の 3
特11	労災保険法施行規則第46条の17第11号の作業（歯科技工士）	1000分の 3
特12	労災保険法施行規則第46条の18第 1 号口の作業（指定農業機械作業従事者）	1000分の 3
特13	労災保険法施行規則第46条の18第 2 号イの作業（職場適応訓練受講者）	1000分の 3
特14	労災保険法施行規則第46条の18第 3 号イ又は口の作業 （金属等の加工、洋食器加工作業）	1000分の14
特15	労災保険法施行規則第46条の18第 3 号ハの作業（履物等の加工の作業）	1000分の 5
特16	労災保険法施行規則第46条の18第 3 号ニの作業（陶磁器製造の作業）	1000分の17
特17	労災保険法施行規則第46条の18第 3 号ホの作業（動力機械による作業）	1000分の 3
特18	労災保険法施行規則第46条の18第 3 号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	1000分の18
特19	労災保険法施行規則第46条の18第 2 号口の作業（事業主団体等委託訓練従事者）	1000分の 3
特20	労災保険法施行規則第46条の18第 1 号イの作業（特定農作業従事者）	1000分の 9
特21	労災保険法施行規則第46条の18第 4 号の作業（労働組合等常勤役員）	1000分の 3
特22	労災保険法施行規則第46条の18第 5 号の作業 （介護作業従事者及び家事支援従事者）	1000分の 5
特23	労災保険法施行規則第46条の18第 6 号の作業（芸能関係作業従事者）	1000分の 3
特24	労災保険法施行規則第46条の18第 7 号の作業（アニメーション制作作業従事者）	1000分の 3
特25	労災保険法施行規則第46条の18第 8 号の作業（ITフリーランス）	1000分の 3

第3種特別加入保険料率表

(平成30年4月1日改定)

対 象	第3種特別加入保険料率
海外で行われる事業に派遣される労働者等	1000分の3

労務費率表

(令和6年4月1日改定)

【参考】

事業の種類 の分類	事業の種類	労務費率	平成30年～ 令和5年度 の労務費率
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%
	道路新設事業	19%	19%
	舗装工事業	17%	17%
	鉄道又は軌道新設事業	19%	24%
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	23%	23%
	既設建築物設備工事業	23%	23%
	機械装置の組立て又は据付けの事業		
	組立て又は取付けに関するもの	38%	38%
	その他のもの	21%	21%
その他の建設事業	23%	24%	

特別加入に係る健康診断実施機関名簿

実施機関	所在地・電話番号	検診項目			
		じん肺	振動	鉛	有機
公益財団法人 神奈川県予防医学協会	〒231-0021 横浜市中区日本大通58 日本大通ビル (045) 641-8503	○	○	○	○
独立行政法人 労働者健康安全機構 関東労災病院健康管理センター	〒211-8510 川崎市中原区木月住吉町1-1 (044) 434-6333	○		○	○
一般財団法人 京浜保健衛生協会	〒213-0034 川崎市高津区上作延3-8-14 (044) 330-4565				○
公益財団法人 逗葉地域医療センター	〒249-0003 逗子市池子字棧敷戸1892-6 (046) 873-7752			○	○
一般財団法人 ヘルスサイエンスセンター	〒252-0303 相模原市南区相模大野3-3-2-401 ポーノ相模大野サウスモール 4F (042) 740-6200	○		○	○
一般財団法人 神奈川県労働衛生福祉協会	〒240-0003 横浜市保土ヶ谷区天王町2-44-9 (045) 335-6901 (大和事業部にて転送受付)	○	○	○	○
一般財団法人 神奈川県労働衛生福祉協会 大和健診事業部	〒242-0017 大和市大和東3-10-18 (046) 262-8155			○	○
医療法人財団 報徳会 西湘病院	〒250-0001 小田原市扇町1-16-35 (0465) 35-5787				○

※受診には予約が必要です。事前に実施機関に予約を取ってください。

その際、実施日時についてお問い合わせください。

※実施内容は変更になることがありますので、受診前には必ず実施機関にお問い合わせください。

※神奈川県内以外の実施機関については神奈川県労働局 事務組合係（電話 045-650-2866）にお問い合わせください。

事業主・被保険者の皆さまへ

令和7(2025)年度 雇用保険料率のご案内

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

<令和7年度の雇用保険料率>

(青字は変更部分)

事業の種類	負担者 ① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	① + ②		
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	雇用保険料率
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

労働基準監督署および管轄区域一覧

署名	管轄	所在地		電話番号	管轄区域
横浜南	01	〒231-0003	横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎9階	労災課 045-211-7376	横浜市のうち中区、南区、港南区、磯子区、金沢区
鶴見	02	〒230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18	労災課 045-279-5487	横浜市のうち鶴見区 (川崎南労働基準監督署区域を除く)
川崎南	03	〒210-0012	川崎市川崎区宮前町8-2	労災課 044-244-1272	川崎市のうち川崎区、幸区、横浜市鶴見区のうち扇島
川崎北	04	〒213-0001	川崎市高津区溝口1-21-9	労災課 044-382-3192	川崎市のうち、中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区
横須賀	05	〒238-0005	横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-0858	横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡
横浜北	06	〒222-0033	横浜市港北区新横浜2-4-1 日本生命新横浜ビル3・4階	労災課 045-474-1253	横浜市のうち神奈川区、港北区、緑区、都筑区、青葉区、西区
平塚	07	〒254-0041	平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階	労災課 0463-43-8616	平塚市、伊勢原市、秦野市、中郡
藤沢	08	〒251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	労災課 0466-97-6749	藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、高座郡
小田原	09	〒250-0011	小田原市栄町1-1-15 ミナカ小田原9階	労災課 0465-22-7152	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡
厚木	10	〒243-0018	厚木市中町3-2-6 厚木Tビル5階	労災課 046-401-1642	厚木市、海老名市、座間市、大和市、綾瀬市、愛甲郡
相模原	11	〒252-0236	相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	労災課 042-861-8632	相模原市
横浜西	12	〒240-8612	横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	労災課 045-287-0275	横浜市のうち戸塚区、保土ヶ谷区、瀬谷区、旭区、栄区、泉区

公共職業安定所及び管轄区域一覧

所名	管轄	所在地		電話番号	管轄区域
横浜	01	〒220-0004	横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル4階	事業所・学卒第一・ 雇用援助部門 045-663-8609 職業相談・専門援助・ 適用・給付部門 045-663-8609	横浜市のうち、神奈川区、西区、 中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、 旭区、磯子区
		〒231-0001	横浜市中区新港1-6-1 よこはま新港合同庁舎1階・2階		
戸塚	03	〒244-8560	横浜市戸塚区戸塚町3722	045-864-8609	横浜市のうち戸塚区、泉区、瀬谷区、栄区
川崎	04	〒210-0015	川崎市川崎区南町17-2	044-244-8609	川崎市のうち、川崎区、幸区、 横浜市のうち鶴見区
横須賀	05	〒238-0013	横須賀市平成町2-14-19	046-824-8609	横須賀市（横浜南公共職業安定所の管轄区域を除く）、三浦市
平塚	06	〒254-0041	平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎1・2階	0463-24-8609	平塚市、伊勢原市、中郡
小田原	07	〒250-0011	小田原市栄町1-1-15 ミナカ小田原9階	0465-23-8609	小田原市、足柄下郡
藤沢	08	〒251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎1・2階	0466-23-8609	藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、高座郡
相模原	09	〒252-0236	相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎1階	042-776-8609	相模原市
厚木	10	〒243-0003	厚木市寿町3-7-10	046-296-8609	厚木市、海老名市、座間市、愛甲郡
松田	11	〒258-0003	足柄上郡松田町松田惣領2037	0465-82-8609	秦野市、南足柄市、足柄上郡
横浜南	12	〒236-8609	横浜市金沢区寺前1-9-6	045-788-8609	横浜市のうち金沢区、横須賀市のうち船越町、港が丘、田浦港町、田浦町、田浦大作町、田浦泉町、長浦町、箱崎町、鷹取、追浜本町、夏島町、浦郷町、追浜東町、追浜町、追浜南町、浜見台、湘南鷹取、逗子市、三浦郡
川崎北	14	〒213-8573	川崎市高津区千年698-1	適用・事業所部門 044-777-8609	川崎市のうち中原区、高津区、 多摩区、宮前区、麻生区
		〒213-0011	川崎市高津区久本3-5-7 新溝ノ口ビル4階	紹介・給付部門 044-777-8609	
港北	15	〒222-0033	横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎3階	045-474-1221	横浜市のうち港北区、緑区、青葉区、都筑区
大和	16	〒242-0018	大和市深見西3-3-21	046-260-8609	大和市、綾瀬市

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

(労働保険事務組合)

第三十三條 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第三条の事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。以下同じ。）は、団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主その他厚生労働省令で定める事業主（厚生労働省令で定める数を超える数の労働者を使用する事業主を除く。）の委託を受けて、この章の定めるところにより、これらの者が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項（印紙保険料に関する事項を除く。以下「労働保険事務」という。）を処理することができる。

2 事業主の団体又はその連合団体は、前項に規定する業務を行なおうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の認可を受けた事業主の団体又はその連合団体（以下「労働保険事務組合」という。）は、第一項に規定する業務を廃止しようとするときは、六十日前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、労働保険事務組合がこの法律、労災保険法若しくは雇用保険法若しくはこれらの法律に基づく厚生労働省令（以下「労働保険関係法令」という。）の規定に違反したとき、又はその行うべき労働保険事務の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、第二項の認可を取り消すことができる。

(労働保険事務組合に対する通知等)

第三十四條 政府は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託した事業主に対してすべき労働保険関係法令の規定による労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付については、これを労働保険事務組合に対してすることができる。この場合において、労働保険事務組合に対してした労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付は、当該事業主に対してしたものとみなす。

(労働保険事務組合の責任等)

第三十五條 第三十三條第一項の委託に基づき、事業主が労働

保険関係法令の規定による労働保険料その他の徴収金の納付のため、金銭を労働保険事務組合に交付したときは、その金額の限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

2 労働保険関係法令の規定により政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について労働保険事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

3 政府は、第二項の規定により労働保険事務組合が納付すべき徴収金については、当該労働保険事務組合に対して第二十七條第三項（労災保険法第十二條の三第三項及び第三十一條第四項並びに雇用保険法第十條の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる。

4 労働保険事務組合は、労災保険法第十二條の三第二項の規定及び雇用保険法第十條の四第二項の規定の適用については、事業主とみなす。

(帳簿の備付け)

第三十六條 労働保険事務組合は、厚生労働省令で定めるところにより、その処理する労働保険事務に関する事項を記載した帳簿を事務所に備えておかなければならない。

(※帳簿の備付け)

則第六十八條 法第三十六條の規定により労働保険事務組合が備えておかなければならない帳簿は、次のとおりとする。

- 労働保険事務等処理委託事業主名簿（様式第十六号）
- 労働保険料等徴収及び納付簿（様式第十七号）
- 雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿（様式第十八号）

(報告等)

第四十二條 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体に對して、この法律の施行に關し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

(立入検査)

第四十三條 行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第四十七條 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十六條の規定に違反して帳簿を備えておかず、又は帳簿に労働保険事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合

二 第四十二條の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

三 第四十三條第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

